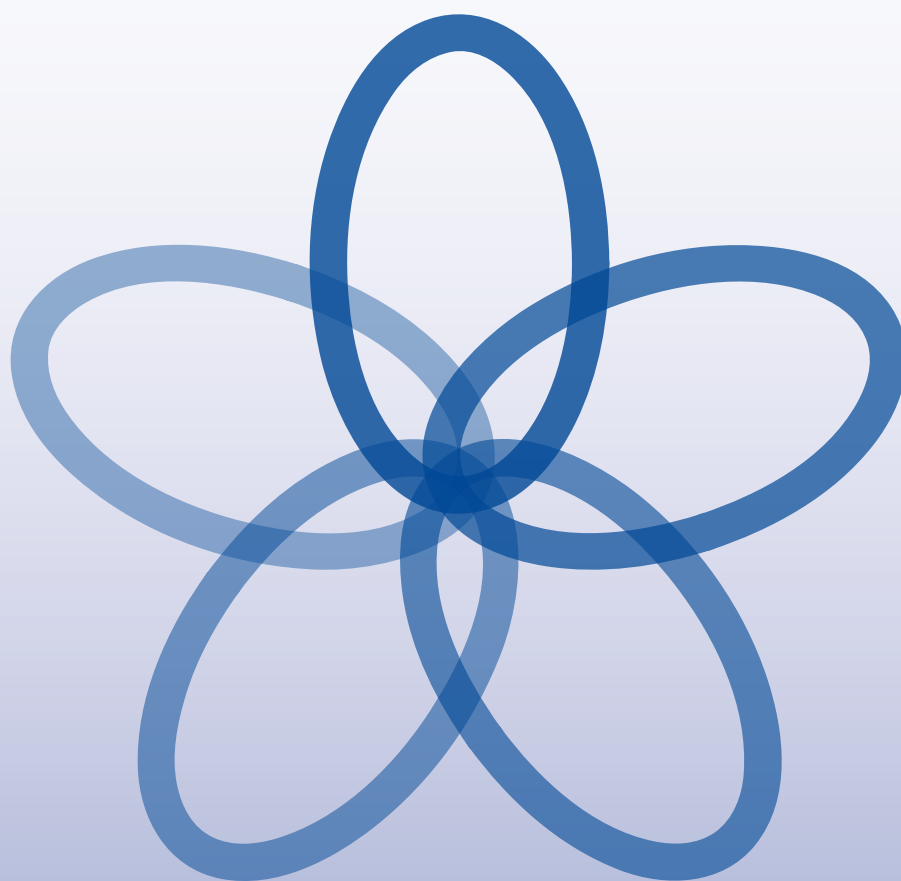


第7次函館市高齢者保健福祉計画
第6期函館市介護保険事業計画
(平成27年度～平成29年度)



函 館 市

はじめに

我が国は、急速な少子高齢化の進行等により、年金や医療、介護、子育てといった社会保障制度について、将来を見据えた持続可能な仕組みづくりが求められています。

このため、平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を目的とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が平成26年6月に成立し、介護保険法が改正され、制度が大きく見直されることとなりました。

本市におきましては、国の介護保険事業の基本指針等に基づき、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的なものとして3年ごとに策定し、高齢者の保健・福祉にかかわる各種サービスの総合的な提供と介護サービス提供基盤の整備に努めてきたところであります。

今般策定した「第7次函館市高齢者保健福祉計画・第6期函館市介護保険事業計画」では、これまでの課題や法改正を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向け、日常生活圏域の見直しや認知症施策のさらなる推進に加え、新たに在宅医療・介護連携の推進、生活支援・介護予防サービスの充実などに取り組むほか、介護保険施設等の待機者の解消等を図るための新たな基盤整備を推進するなど、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者施策の取組みを促進してまいりますので、市民の皆様ならびに関係各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本計画の策定に関し、貴重なご意見やご提言をいただきました函館市高齢者計画策定推進委員会の委員の皆様ならびに関係団体の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

函館市長 工 藤 壽 樹



目次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景	1
第2節 法令などの根拠	2
第3節 計画策定に向けた取組みおよび体制	2
1 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催	2
2 市民への情報公開	2
3 各種調査の実施	2
(1) 日常生活圏域高齢者ニーズ調査	2
(2) 介護保険施設等入所(入居)申込者状況調査	3
第4節 計画期間	3
第5節 他計画との整合性	3

第2章 計画策定にあたっての課題と視点

第1節 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応	4
1 日常生活圏域の見直し	4
(1) 前計画までの圏域設定の考え方	4
(2) 圏域設定に係る現状と課題	4
2 地域包括ケアシステムの構築に向けた重点事項への取組み	5
第2節 介護保険制度等の改正への対応	5
(1) 地域支援事業の充実	6
(2) 予防給付の見直し	6
(3) 特別養護老人ホームの重点化	6
(4) 低所得者の介護保険料軽減の充実	6
(5) 所得や資産のある人の利用者負担の見直し	7
第3節 高齢者等の現状に即した対応	7
(1) 団塊の世代の高齢化への対応	7
(2) ひとり暮らし世帯等の増加への対応	7
(3) 高齢夫婦世帯等の増加への対応	7
(4) 認知症高齢者の増加への対応	8
(5) 後期高齢者の増加への対応	8

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と基本目標	9
第2節 施策の体系	11

第4章 日常生活圏域の設定

第1節 日常生活圏域の見直しにあたっての考え方	12
第2節 新しい日常生活圏域の設定	12

第5章 施策の展開

第1節 共に支え合う地域包括ケアシステムの構築	15
1 在宅医療・介護連携の推進	15
(1) 在宅医療・介護連携のための協議会の設立	15
(2) 在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制の構築	15
(3) 在宅医療・介護サービス提供体制の構築	16
2 認知症施策の推進	17
(1) 認知症に関する知識の普及と見守り体制の構築	17
(2) 相談・連携の強化	18
(3) 成年後見制度の利用促進	19
3 生活支援・介護予防サービスの推進	20
(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進	20
(2) 高齢者在宅福祉サービスの充実	23
4 地域包括支援センターの機能強化	26
(1) 地域包括支援センターの体制強化	26
(2) 地域包括支援センターの評価と支援体制	26
(3) 地域包括支援センターの周知	26
(4) 地域ケア会議の推進	27
5 福祉コミュニティエリアの整備	28
第2節 明るく活かに満ちた暮らしの実現	29
1 健康寿命の延伸	29
(1) 健康づくりの推進	29
(2) 感染症の予防	30
2 生きがいづくりの推進	31
(1) 社会参加の促進	31
(2) 生涯学習の充実・促進	32
(3) 生涯スポーツ活動の推進	32
(4) 雇用確保・就業機会の拡大	33

第3節 安心して快適な暮らしの実現.....	34
1 やさしいまちづくりの推進.....	34
(1) 安全・安心なまちづくり.....	34
(2) 道路・公園等の整備.....	35
2 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備.....	36
(1) 高齢者福祉施設への入所(入居).....	36
(2) 高齢者向け住宅の供給確保.....	38
(3) 住宅のリフォーム等への支援.....	38
第4節 持続可能な介護保険制度の構築.....	40
1 介護保険サービスの充実.....	40
(1) 施設・居住系サービス基盤の整備.....	40
(2) 介護給付等対象サービスの利用見込み.....	44
(3) 地域支援事業.....	52
(4) 介護保険料.....	64
2 介護保険制度の円滑な運営.....	66
(1) 広報・情報提供の充実.....	66
(2) 介護サービスの質の向上.....	66
(3) 事業者への支援・指導体制の充実.....	68
(4) 低所得者向け施策の実施.....	68
(5) 介護認定の公平性・公正性の確保.....	69
(6) 介護給付等費用適正化事業の実施.....	69

第6章 計画の推進に向けて

1 相談体制・情報提供.....	70
2 関係機関・団体とのネットワークの構築.....	70
3 計画の進行管理.....	70

資料編

1 高齢者の現状と推計.....	72
2 要介護(要支援)認定者の現状と推計.....	78
3 認知症高齢者の現状と推計.....	80
4 日常生活圏域ごとの高齢者等の現状と推計.....	82
5 サービス基盤の整備状況.....	90
6 介護保険サービス給付実績の現状.....	92
7 標準給付費および地域支援事業費の見込み.....	104
8 日常生活圏域高齢者ニーズ調査.....	106
9 介護保険施設等入所(入居)申込者状況調査.....	113
10 日常生活圏域ごとの現状.....	118
11 計画策定の経過.....	138
12 函館市高齢者計画策定推進委員会設置要綱.....	139
13 函館市高齢者計画策定推進委員会委員名簿.....	140

※事業の実績および見込みについて

介護保険サービス事業および地域支援事業は、原則平成 29 年度まで見込んでいます。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国の人口は平成24年に1億2,752万人と前年に比べ約28万人減少し、今後、急速に人口が減少すると見込まれるなかで、団塊の世代の高齢化に伴い高齢者人口は増加し、平成37（2025）年には65歳以上の高齢者人口は3,657万人となり、少子化の進行と相まって高齢化率は30%を超えると見込まれています。

こうした高齢化の進行に伴う要介護高齢者の増加に加え、核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、平成12年に創設された介護保険制度は、平成18年度に予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設などが行われたほか、平成24年度には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスが創設されるなど、新たなサービス体系の導入等が進められてきたところです。

本市では、平成5年度に老人福祉法および老人保健法に基づく「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」を策定し、平成12年度には第2次計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、以来3年ごとに計画を見直しながら、高齢者の保健・福祉にかかわる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。

このようななか、急速な高齢化に伴い、認知症高齢者の一層の増加が見込まれることから、国では、平成24年度に策定した「認知症施策5か年計画（平成25～29年度）」（オレンジプラン）を着実に推進することにより、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現をめざすこととしました。

また、平成26年6月には、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障改革プログラム法）に基づき、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を目的とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が成立したことにより、介護保険法が大きく改正されたことから、在宅医療・介護連携に取り組むとともに、平成27年1月に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく認知症施策の推進などにより、地域包括ケアシステムの構築をめざし、団塊の世代がすべて75歳を迎える平成37（2025）年までの中長期的な視野に立った新たな計画を策定します。

第2節 法令などの根拠

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込む、老人福祉法第20条の8に規定された老人福祉計画であり、今回が第7次の計画となります。

また、介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定める、介護保険法第117条に規定された介護保険事業運営の基礎となる事業計画で、今回が第6期の計画となります。

第3節 計画策定に向けた取組みおよび体制

1 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催

計画の策定にあたり、市民の意見を反映するために、学識経験者や保健・医療関係者、福祉事業者、福祉関係者、市民団体および一般公募の市民により構成する「函館市高齢者計画策定推進委員会」を開催しました。

2 市民への情報公開

函館市高齢者計画策定推進委員会での協議については公開し、協議経過を市のホームページ上で公開するほか、計画内容について、パブリックコメントで意見募集や周知を図ります。

3 各種調査の実施

計画の策定にあたり、高齢者やサービス提供事業者の実態・意向を把握するため、以下の調査を実施しました。

(1) 日常生活圏域高齢者ニーズ調査

日常生活圏域ごとの課題やニーズ、必要なサービスの種類や量、サービス提供基盤の整備や地域支援事業の構築等をどのように進めていくかの具体的方策について検討するため、市内の日常生活圏域ごとに要支援認定者および要支援・要介護認定者を除く非認定者から無作為抽出した6,900人に対し、高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等について調査しました。

(2) 介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査

介護保険施設等の施設・居住系サービスの必要量の設定等に係る基礎資料とするため、市内に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの介護保険施設等に対し、当該施設に入所（入居）申込みをしている方の居住地、要介護度、居場所等を調査しました。

第4節 計画期間

今計画の計画期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

計画名 (計画期間)	年度(平成)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		
函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 (平成5～11年度)		■																																		
			中間見直し→																																	
第2次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 函館市介護保険事業計画 (平成12～16年度)																																				
第3次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第2期函館市介護保険事業計画 (平成15～19年度)																																				
第4次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第3期函館市介護保険事業計画 (平成18～20年度)																																				
第5次函館市高齢者保健福祉計画 第4期函館市介護保険事業計画 (平成21～23年度)																																				
第6次函館市高齢者保健福祉計画 第5期函館市介護保険事業計画 (平成24～26年度)																																				
第7次函館市高齢者保健福祉計画 第6期函館市介護保険事業計画 (平成27～29年度)																																				

第5節 他計画との整合

計画策定にあたっては、国の基本指針に則し、同時に策定される北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合を図りながら策定しました。

また、第3次函館市地域福祉計画や他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとなりました。

第2章 計画策定にあたっての課題と視点

第1節 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応

高齢化の進行に伴い、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能としていくためには、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、地域の実情に応じて構築していく必要があります。

1 日常生活圏域の見直し

(1) 前計画までの圏域設定の考え方

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件をはじめ、人口、交通事情などの社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域として、介護保険法により、設定することとされており、国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、中学校区を単位として想定しています。

本市では、圏域の設定が介護保険法に規定された第3期介護保険事業計画（平成18～20年度）から、市の総合計画に基づいたそれまでの計画による地区区分を踏襲し、6圏域に設定してきました。

(2) 圏域設定に係る現状と課題

地域包括ケアを支える中核機関である地域包括支援センターについて、本市では日常生活圏域ごとに1か所設置していますが、前計画までの圏域では、高齢者人口や面積にばらつきがあり、高齢者人口に応じ、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3職種を配置しているものの、規模が大きい圏域を担当しているセンターでは、マネジメント業務の増加が大きな負担となっている状況にあります。

また、地域包括支援センター業務と密接な関わりがある民生・児童委員の方面協議会（市内29方面）の区域と合っていないため、1つの方面協議会が2つの圏域に関わっている状況があり、民生・児童委員やセンターの負担となっていました。

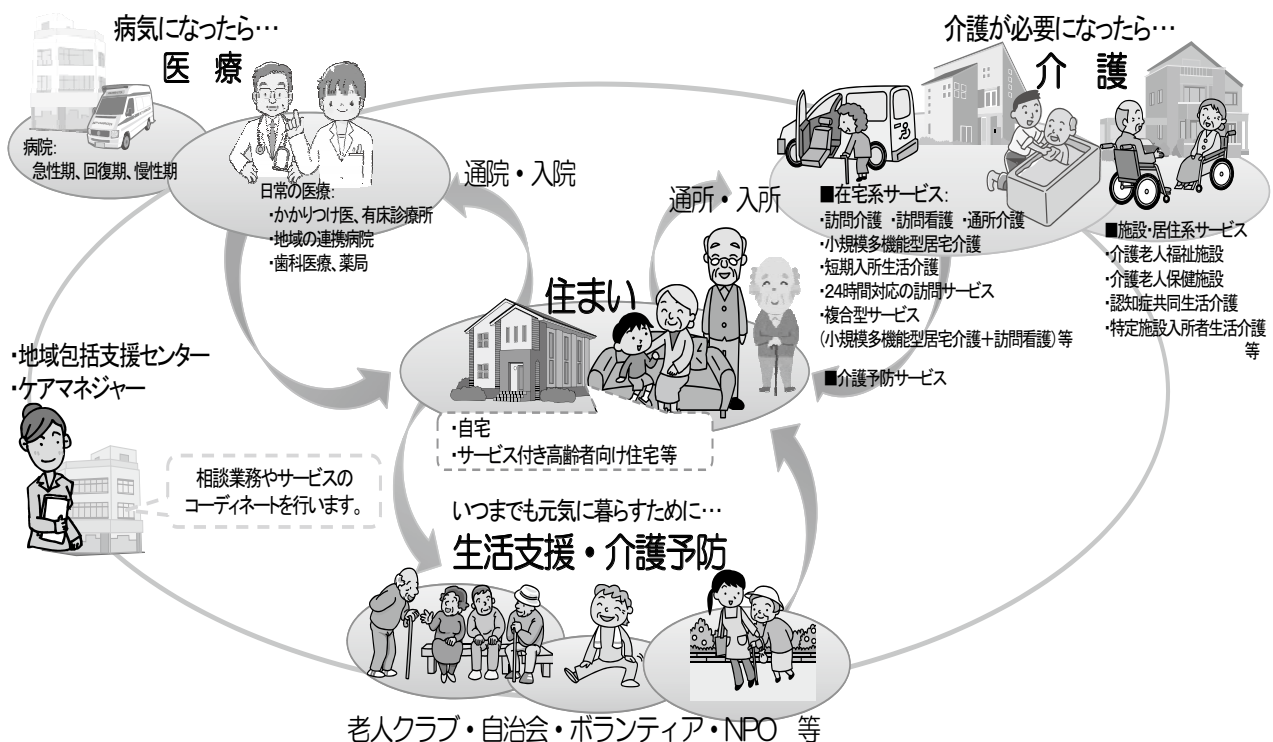
これらの課題を解消するため、今計画では日常生活圏域を見直す必要があります。

2 地域包括ケアシステムの構築に向けた重点事項への取組み

国が定める基本指針では、団塊の世代がすべて75歳を迎える平成37(2025)年までに、地域包括ケアシステムを構築するため、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、以下の4項目を重点事項としており、これらを地域の実情に応じて取り組む必要があります。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携

＜国がめざす地域包括ケアシステムのイメージ＞



第2節 介護保険制度等の改正への対応

社会保障改革プログラム法に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するため、医療介護総合確保推進法により、医療法、介護保険法等の関係法律が改正されました。

介護保険制度では大きく以下の5項目について見直しが行われ、平成27年度以降順次施行されます。

(1) 地域支援事業の充実【平成 27 年 4 月施行】

地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組みを一層促進するため、以下の 4 項目が、新たに地域支援事業として介護保険法に追加されたことから、本市では、地域包括ケアシステムの実現に向けた総合的な取組みを進める必要があります。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援サービスの充実・強化

(2) 予防給付の見直し【平成 27 年 4 月施行】

要支援者等の比較的自立度が高い高齢者は、在宅生活を継続していくための日常的な生活支援ニーズが高く、その多様なニーズに応えるには、多様なサービスが多様な主体によって身近な地域で提供されるとともに、利用者がこれまで以上に自分にふさわしいサービスを選択することができるよう、全国一律の予防給付のうち訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組みができる地域支援事業に移行されることから、多様な事業主体と連携を図りながら、サービスの担い手を育成するなど、地域資源の発掘・確保に向けた取組みを進める必要があります。

(3) 特別養護老人ホームの重点化【平成 27 年 4 月施行】

特別養護老人ホームへの入所を希望しながら、在宅での生活を余儀なくされている重度の要介護高齢者が全国的に数多く存在している状況にあることから、特別養護老人ホームについては、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されることとなり、特別養護老人ホームへの新規入所を原則、要介護 3 以上に限定することとなりますが、要介護 1・2 の要介護者であっても、やむを得ない事情による場合は特例的に認めることとされました。

(4) 低所得者の介護保険料軽減の充実【平成 27 年 4 月施行】

今後のさらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の増大が避けられないなか、低所得者が保険料を負担し続けられるようにし、制度を持続可能なものとするため、第 1 号保険料は、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から所得段階が見直されたほか、新たに公費を投入して保険料の軽減を行う仕組みが設けられたことから、本市としてもこうした軽減策を実施します。

(5) 所得や資産のある人の利用者負担の見直し【平成27年8月施行】

介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図るため、一定以上の所得がある方の利用者負担を2割に引き上げることとされ、また、特別養護老人ホーム等の入所者に係る食費と居住費の負担を軽減するための補足給付の支給に関しては、在宅生活者との公平性を確保する観点から、要件に配偶者の所得や預貯金等の資産を勘案することとされました。

第3節 高齢者等の現状に即した対応

(1) 団塊の世代の高齢化への対応

平成27年には団塊の世代の方々がすべて65歳となり、今後もさらに高齢者人口は増加すると見込まれ、この世代の方々ができる限り長く自立した生活を送り、地域活動などに参加していただくことが、まちの活性化につながるとともに、本人の介護予防の促進にもつながることから、引き続き、健康や生きがいがいづくりの取組みを推進する必要があります。

(2) ひとり暮らし世帯等の増加への対応

高齢化や核家族化などにより、本市では全国的な傾向と同様に、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加してきており、これらの方々に対する地域での見守りや適切なサービス提供につなげる体制の整備が必要です。

本市では、高齢者見守りネットワーク事業などによって、地域での見守りが必要な高齢者の把握と必要な見守り活動や支援につなげていますが、今後もこれらの取組みを充実していく必要があります。

(3) 高齢夫婦世帯等の増加への対応

ひとり暮らしの高齢者世帯と同様に高齢夫婦世帯も増加しており、いわゆる「老老介護」や「認認介護」も増えていく状況にあるため、家庭や在宅サービス等で支えきれない要介護者に対しては、適切な施設・居住系サービスの提供が必要です。

また、近年、高齢者に対する虐待も社会問題となっていますが、本市では、高齢者虐待対応支援マニュアルやリーフレットを作成するなど、虐待防止に取り組んでおり、今後も関係機関のより一層の連携や周知・啓発が必要です。

(4) 認知症高齢者の増加への対応

今後さらなる高齢化の進行に伴い、認知症高齢者のますますの増加が見込まれますが、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、新オレンジプランに基づき、認知症についての正しい知識の普及と理解を図るとともに、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを確立し、早期からの適切な診断や対応に基づく認知症高齢者本人やその家族への支援が包括的・継続的に提供されるシステムを構築していく必要があります。

本市では、平成 26 年 4 月に認知症の高齢者等を在宅で介護している家族への支援を強化するため、家族介護支援員を配置したところであり、今後は、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まるとともに、その需要も増加することが見込まれることから、市民後見人の育成・活用に取り組むとともに、その支援体制の構築を図るなど、引き続き、成年後見制度の利用促進に努める必要があります。

(5) 後期高齢者の増加への対応

75 歳以上の高齢者（後期高齢者）の増加に伴い、医療と介護の両方のニーズを持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれるなか、これら的高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、医療との連携の強化がより一層求められます。

このため、医師や看護師などの医療関係職種と介護支援専門員等の介護関係職種等との連携が重要であり、医師会等をはじめ関係機関と緊密に連携しながら、在宅医療・介護連携を推進するための体制づくりを進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と基本目標

人生 80 年時代を迎え、21 世紀の本格的な高齢社会における市のめざすべきまちの姿を掲げ、その実現に向かって、市と市民が一体となって取り組む姿勢を明らかにすることにより、市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、本市では、平成 6 年 12 月 10 日に「いきいき長寿都市」を宣言しました。

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会を築いていくことをめざすこの宣言の趣旨は、高齢化率が 30% を上回り、今後ますます高齢化が進むと予想される現在においても、市民共通のテーマです。

したがって、この宣言の趣旨を本計画の基本理念とします。

基本理念

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

基本理念の実現に向け、計画策定にあたっての課題と視点を踏まえ、以下の 4 つの基本目標を掲げ、高齢者保健福祉施策および介護保険施策に取り組みます。

基本目標Ⅰ 共に支え合う地域包括ケアシステムの構築

地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現をめざします。

基本目標Ⅱ 明るく活力に満ちた暮らしの実現

健康づくりや社会参加の促進、地域貢献の推進に取り組み、明るく活力に満ちた暮らしの実現をめざします。

基本目標Ⅲ 安心して快適な暮らしの実現

住み慣れた地域で、できるだけ自立して安心して快適な生活が送れるよう、福祉サービスの充実や住宅の整備を進めます。

基本目標Ⅳ 持続可能な介護保険制度の構築

介護サービスを必要とする人が適切に、かつ質の高い介護サービスが受けられるよう、提供基盤の整備とサービスの質の向上をめざします。

いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのうちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。

(意義・目標)

現代社会を、その英知や努力によって築き上げてきた高齢者に感謝し、先輩市民として敬う、人間性豊かなまちに。

- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。

(意義・目標)

高齢者が長年培った知識や技術を生かし、主体的に社会参加し気軽に活動できる活力あるまちに。

- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。

(意義・目標)

家族や隣人が互いに助け合い、高齢者の介護や健康管理を行い行政も含め地域ぐるみで支え合う思いやりあふれるまちに。

- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。

(意義・目標)

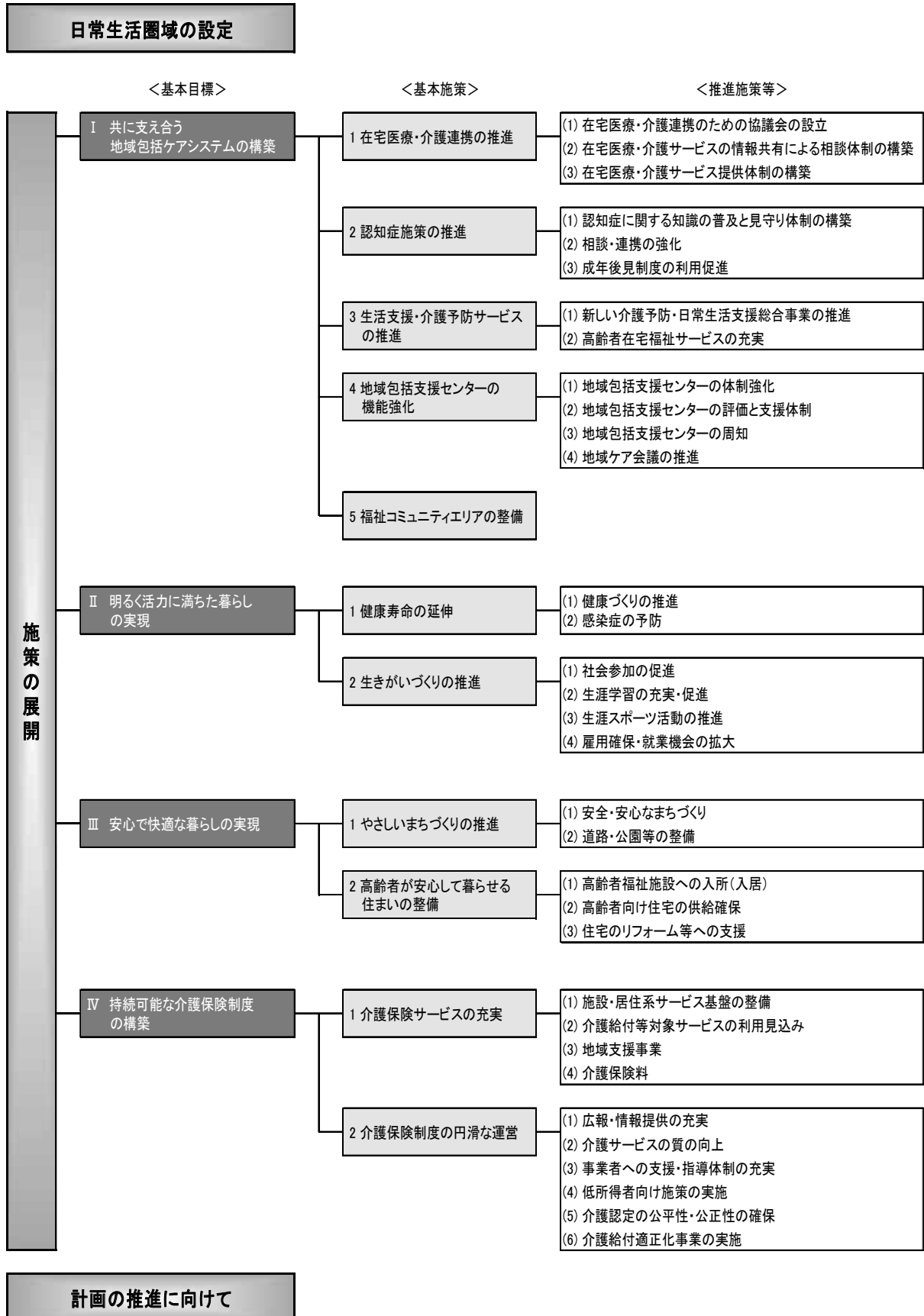
いつでも、どこでも、だれでも必要とする保健、医療、福祉などのサービスを活用し、いつまでも健康で安心して暮らせるまちに。

- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(意義・目標)

だれもが自由に出歩き、等しく憩い、集い合うことができるように居住・生活環境が整備されやさしさの行き届いたまちに。

第2節 施策の体系



第4章 日常生活圏域の設定

第1節 日常生活圏域の見直しにあたっての考え方

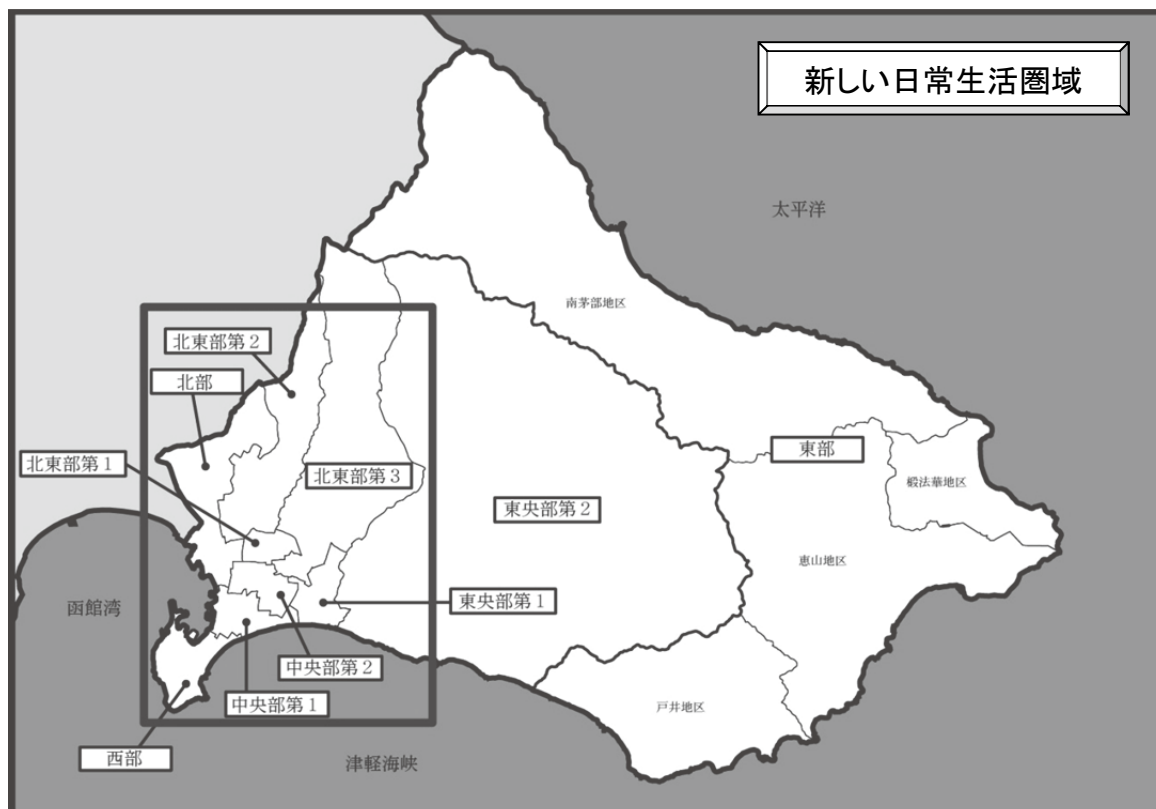
今計画では、以下の考え方にに基づき日常生活圏域を見直します。

- 地理的条件や前計画までの地域活動などを勘案し、総合計画における地区区分を尊重する。
- 圏域ごとの高齢者人口や面積のばらつきを解消するため、1圏域の高齢者人口が概ね1万人を超えないように設定する。
- 地域包括支援センターの活動を考慮し、センター業務と密接な関わりがある民生・児童委員の方面協議会の区域との整合を図る。

第2節 新しい日常生活圏域の設定

見直しにあたっての考え方にに基づき、日常生活圏域を前計画までの6圏域から10圏域とします。

なお、平成28年度からは各圏域に地域包括支援センターを1か所ずつの計10か所と、東部圏域にランチ1か所を設置することとし、引き続き保健師等の3職種が中心となって、介護予防等に関する相談をはじめとする高齢者への総合的な支援を行うほか、地域ケア会議の充実を図るなど、地域包括ケアを支える中核機関として各種取組みを推進します。





《新しい日常生活圏域ごとの町名》

圏域	町名	
西部	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町	
中央部第1	松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 金堀町, 広野町	
中央部第2	大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 乃木町, 柏木町	
東央部第1	川原町, 深堀町, 駒場町, 湯浜町, 湯川町1丁目, 湯川町2丁目, 湯川町3丁目, 花園町, 日吉町1丁目, 日吉町2丁目, 日吉町3丁目, 日吉町4丁目	
東央部第2	戸倉町, 榎本町, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1丁目, 西旭岡町2丁目, 西旭岡町3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町	
北東部第1	富岡町1丁目, 富岡町2丁目, 富岡町3丁目, 中道1丁目, 中道2丁目, 鍛冶1丁目, 鍛冶2丁目	
北東部第2	美原1丁目, 美原2丁目, 美原3丁目, 美原4丁目, 美原5丁目, 赤川町, 赤川1丁目, 亀田中野町, 北美原1丁目, 北美原2丁目, 北美原3丁目, 石川町, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 昭和3丁目, 昭和4丁目	
北東部第3	山の手1丁目, 山の手2丁目, 山の手3丁目, 本通1丁目, 本通2丁目, 本通3丁目, 本通4丁目, 陣川町, 陣川1丁目, 陣川2丁目, 神山町, 神山1丁目, 神山2丁目, 神山3丁目, 東山町, 東山1丁目, 東山2丁目, 東山3丁目, 水元町, 亀田大森町	
北部	浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1丁目, 港町2丁目, 港町3丁目, 追分町, 亀田町, 桔梗町, 桔梗1丁目, 桔梗2丁目, 桔梗3丁目, 桔梗4丁目, 桔梗5丁目, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町	
東部	戸井地区	小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町
	恵山地区	日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大澗町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町
	榎法華地区	恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町
	南茅部地区	古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 臼尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町

第5章 施策の展開

第1節 共に支え合う地域包括ケアシステムの構築

1 在宅医療・介護連携の推進

後期高齢者は、疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高いなどの特徴を有しており、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加しています。

こうした高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で包括的かつ継続的な在宅医療と介護を提供するため、国の基本指針では以下の項目を施策として掲げており、平成30年4月までにすべての項目に取り組むこととされていることから、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、在宅医療・介護サービスを一体的に提供できる体制の構築に向けた各種取組みを推進します。

(1) 在宅医療・介護連携のための協議会の設立【新規】

平成27年度に医療や介護の関係多職種で構成する連携協議会を立ち上げ、在宅医療・介護連携の課題を抽出し、解決にあたっての対応策や進め方等について協議します。

(2) 在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制の構築【新規】

ア 地域の医療・介護の資源の把握

介護サービス事業者の情報は、「介護サービス事業者体制一覧」として市のホームページ上で公表しており、介護サービス事業者などにおいて活用されていますが、在宅を支援する身近なかかりつけ医の情報不足が指摘されていることから、市民や医療機関、介護サービス事業者の利用を前提として地域における医療・介護のサービス資源を把握し提供します。

イ 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるため、その状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかに情報共有できるよう、ネットワーク環境の充実を促進するほか、医療と介護における共通言語の構築などを支援します。

ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

市民や地域の医療・介護関係者が在宅医療・介護連携についての相談や調整を行う体制の構築に向け、医師会、歯科医師会、薬剤師会および介護サービス事業者など関係団体と協議を進めます。

エ 地域住民への普及啓発

市内における在宅医療・介護連携の取組み状況や利用方法等について、パンフレットの作成・配布や講演会の開催を通じ、地域住民に対し周知を図るなど、普及啓発に取り組みます。

(3) 在宅医療・介護サービス提供体制の構築【新規】

ア 医療・介護関係者の研修

在宅医療や介護の充実に向け、市内の医療機関や介護サービス事業者など、より多くの医療と介護の関係者に理解を深めてもらうため、研修会等を開催します。

イ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築

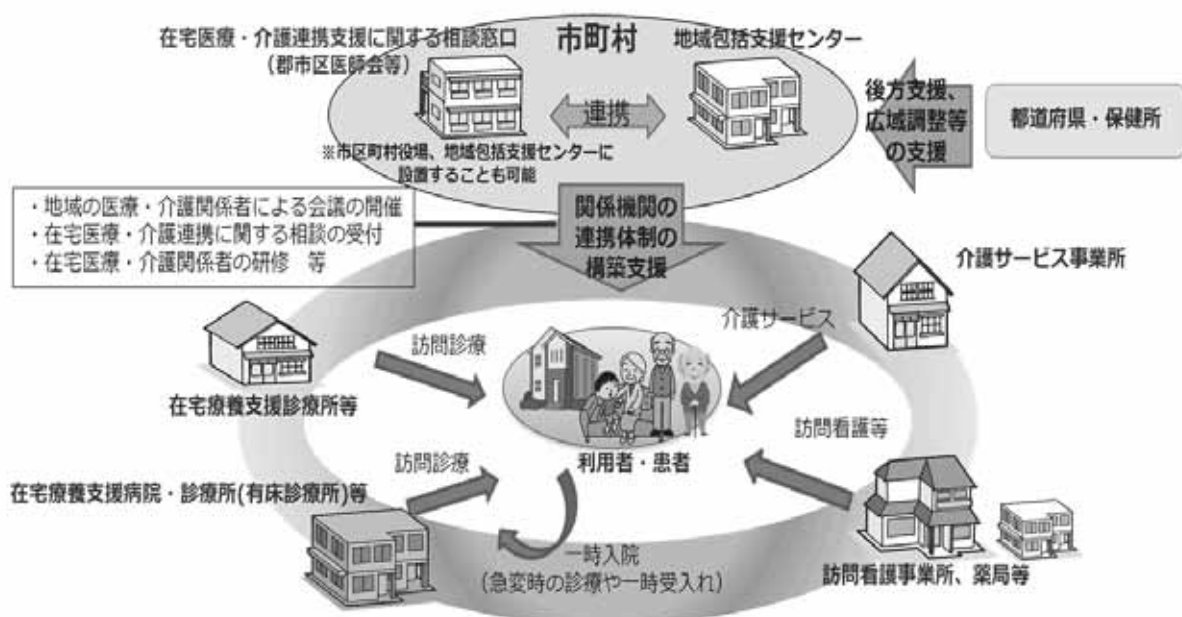
高齢者が疾病を抱えても自宅等住み慣れた地域で安心し、自分らしい生活が続けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会などと連携しながら、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築をめざします。

また、複合型サービスおよび定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用促進に向け周知を図るとともに、複合型サービス事業所の整備を促進します。

ウ 関係市町との連携

市町を越えた退院後の在宅医療・介護サービスの提供や、利用者の急変時における医療機関の確保など、広域的な連携に向け、関係市町との情報共有や協議を行います。

<国が示す在宅医療・介護連携推進の方向性>



2 認知症施策の推進

認知症の方やその家族ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識と理解の普及や、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を図るとともに、早期からの適切な診断や対応に基づく認知症高齢者本人やその家族に対する支援などを行うことができるよう、関係機関との連携のもと、さらなる施策の充実を図ります。

(1) 認知症に関する知識の普及と見守り体制の構築

地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成するほか、新たに認知症カフェを開催するなど、広く市民に認知症に関する知識を普及啓発するとともに、支援の輪の拡大に向けた取組みを進めます。

○ 認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成します。

【認知症サポーター養成講座の実施状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施回数	21回	22回	25回
延受講者数	5,581人	6,193人	6,993人

○ 認知症カフェの開設【新規】

認知症の方や家族、地域住民、専門職が集い、認知症の方を支えるつながりを支援するとともに、認知症の方の家族の介護負担の軽減などを図る認知症カフェを開設します。

○ 認知症ケアパスの周知【新規】

認知症の方やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示す認知症ケアパスを作成し、その内容を広く周知します。

○ 認知症ガイドの配布

認知症に早く気づき、症状を理解して適切に対応することができるよう、認知症ガイドを作成し、公共機関の窓口や医療機関、各相談窓口等に設置します。

○ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステムの実施

徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し、保護することを目的にSOSネットワークシステムを実施します。

【行方不明者の保護状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延保護人数	5人	16人	16人

(2) 相談・連携の強化

認知症に関する相談窓口の周知とともに、関係機関の連携強化を通じて、早期診断、早期対応等、認知症の方やその家族を地域で支える体制の充実を図ります。

○ 認知症相談の実施

市役所および地域包括支援センターの保健師等が来所や電話、訪問などによる相談に随時対応します。

○ 認知症地域支援推進員の配置【新規】

医療機関や介護サービス事業所および地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置します。

○ 若年性認知症施策の実施

若年性認知症の理解の促進を図るとともに、若年性認知症の方やその家族が、その状態に応じた適切な支援を受けることができるための取組みについて検討します。

○ 認知症初期集中支援チームの設置【新規】

認知症の方やその家族に対し、訪問、観察および評価、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートするため、認知症の専門医や医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置します。

なお、設置にあたっては、地域におけるかかりつけ医および認知症疾患医療センターなどの医療機関や、医師会等の協力・連携が図られるよう十分に協議を行います。

(3) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要は増加すると見込まれることから、成年後見制度の利用促進を図ります。

○ 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用が有効と認められる認知症の方で、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な方にその費用を助成します。

○ 市民後見推進事業の実施

成年後見制度利用者の増加に伴い、親族以外の第三者後見人等のニーズが高まると見込まれることから、弁護士などの専門職以外の第三者後見人として市民後見人の育成を図ります。

○ (仮称) 成年後見センターの設置【新規】

市民後見人の活動を支援するとともに、成年後見制度に係るワンストップサービス機関となる(仮称)成年後見センターの設置をめざします。

3 生活支援・介護予防サービスの推進

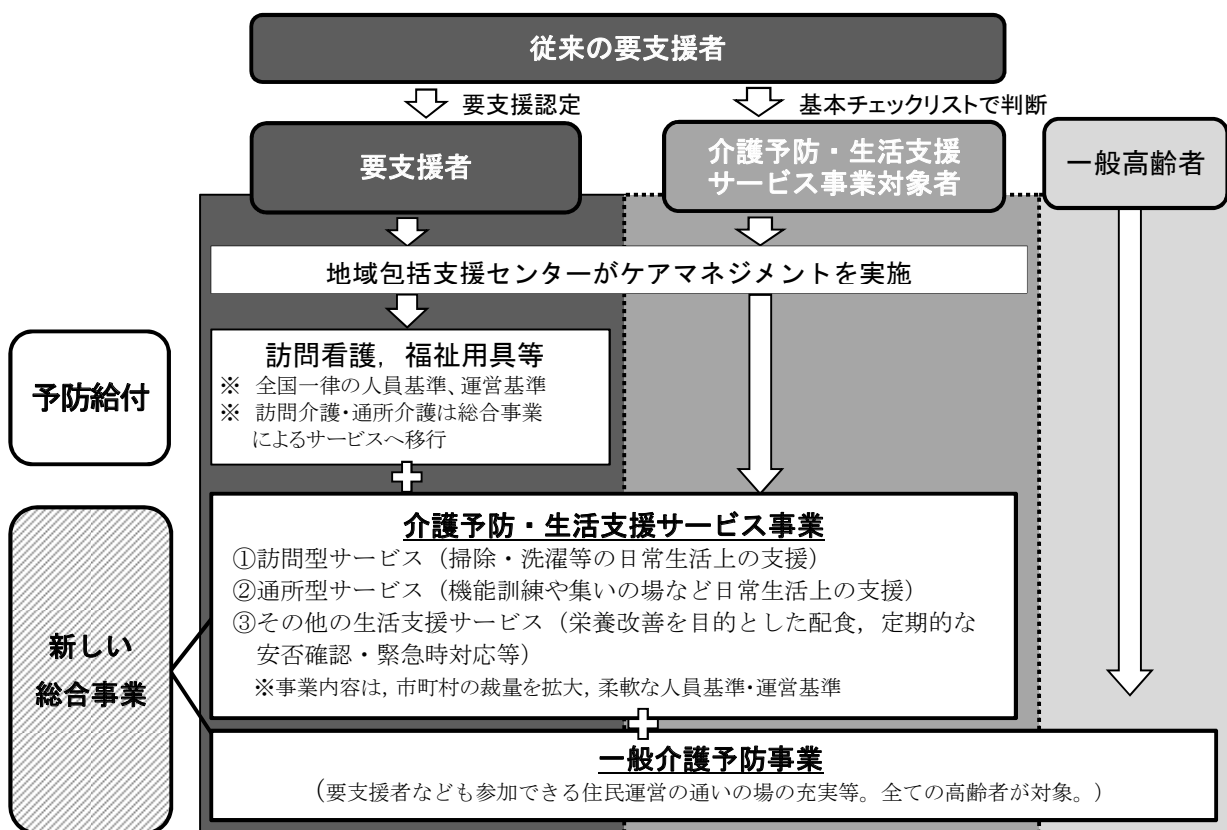
(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものです。

平成26年の介護保険法の改正では、要支援者を対象とした訪問介護と通所介護を、市町村が地域の実情に応じて取り組む地域支援事業に移行し、多様なサービスを総合的に提供する「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）として、平成29年4月までにすべての市町村で取り組むこととされています。

新しい総合事業は、要支援者等に必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、一般高齢者を含めたすべての高齢者に対して住民運営の通いの場の充実等を行う「一般介護予防事業」で構成されています。

<国における新しい総合事業のイメージ>



ア 介護予防・生活支援サービス事業

高齢者が地域で生きがいを持って生活を継続するには、医療・介護サービスの提供のみならず、見守りや安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除など、多様な生活支援サービスや高齢者の社会参加の場が求められており、本市では、社会福祉協議会が設置する在宅福祉委員会により安否確認や家事援助などの支援サービスが提供されていますが、今後は、こうした地域団体をはじめ、NPOやボランティアなどの多様な事業主体と連携しながら、多様な生活支援サービスを提供する体制を整備することが求められており、介護サービス事業者による現行の訪問介護・通所介護に相当するサービスのほか、新たな担い手による訪問型と通所型の多様な生活支援サービスと、栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時対応等のサービスの提供をめざします。

なお、介護予防・生活支援サービス事業は、以下の生活支援コーディネーターや協議会での検討を踏まえ、平成29年4月から実施します。

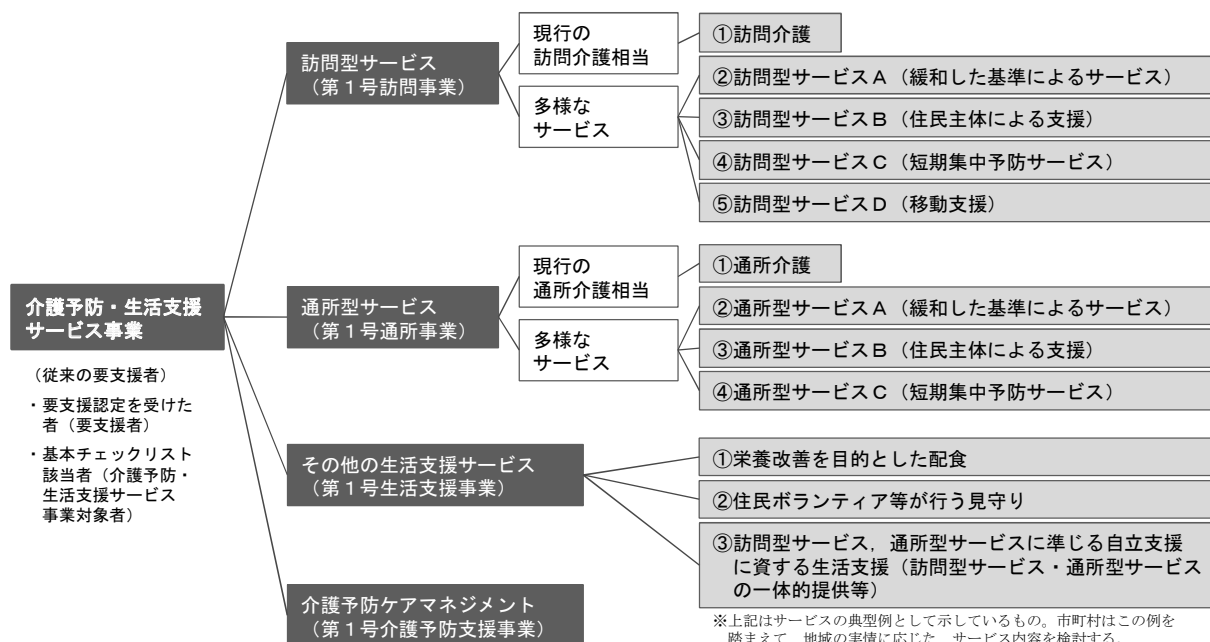
○ 生活支援コーディネーターの配置【新規】

生活支援の担い手の養成やサービスの開発、ニーズと取組みのマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを配置します。

○ (仮称) 函館市介護予防・生活支援サービス事業推進協議会の設置【新規】

多様な関係者のネットワーク化を図り、介護予防・生活支援サービスの基盤整備に取り組み、生活支援コーディネーターが地域において円滑に機能を果たすことができるよう、(仮称) 函館市介護予防・生活支援サービス事業推進協議会を設置します。

＜国における介護予防・生活支援サービス事業のイメージ＞



イ 一般介護予防事業

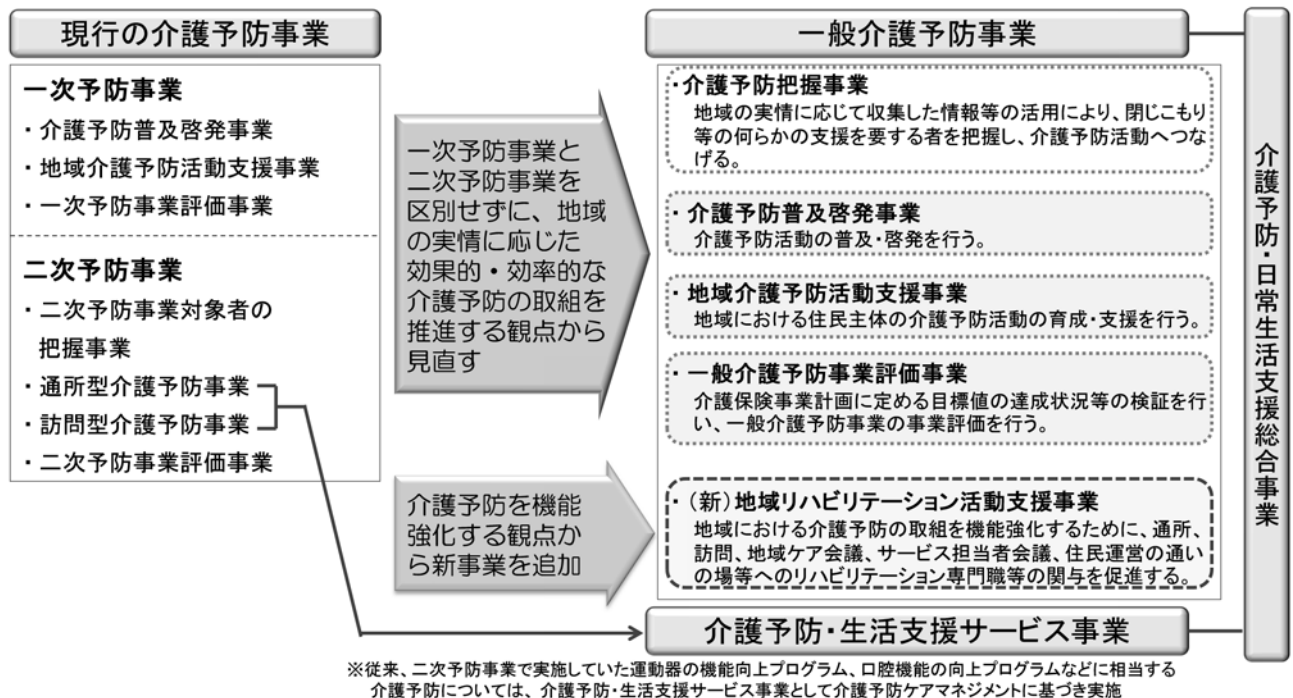
介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うもので、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけをめざすものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、生活の質の向上をめざすものですが、これまでの介護予防は、機能回復訓練に偏りがちでありました。

これからの介護予防は、地域のなかに生きがいや役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境への対応も含めた、バランスのとれたアプローチが重要となっていることから、今後は、一次予防事業[◆]と二次予防事業[◆]を区別せずに、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業として再構築し、より効果的・効率的な介護予防の取組みを推進します。

また、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組みや、住民が主体となって行う介護予防活動の展開と、参加者や通いの場の拡大について検討します。

なお、一般介護予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業の実施に合わせ、平成29年4月から実施します。

<国における介護予防事業の見直しのイメージ>



◆ 一次予防事業：主として活動的な高齢者を対象とした事業

◆ 二次予防事業：要介護状態等となるおそれのある高齢者を対象とした事業

(2) 高齢者在宅福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域において、安心して快適な暮らしを実現していくためには、介護保険サービスの利用のほか、要介護状態にならないための予防や日常生活を支える方策も必要であり、各種福祉サービスの充実とわかりやすい周知を図り、サービス利用を進めるとともに、介護保険サービスとの組合せなど、地域包括支援センターによるケアマネジメントのもと、包括的にサービスを提供します。

なお、新しい総合事業の実施に向けた検討状況を踏まえ必要に応じ事業を見直します。

○ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の実施

ひとり暮らしの高齢者等で、身体が虚弱なため緊急事態に機敏に行動することが困難な方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えている方などを対象に、火災や急病、その他の事故等の緊急時に消防本部へ通報できる装置を設置しており、事業の周知を図り、利用が必要な方への設置を促進します。

【緊急通報システムの設置状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規設置台数	328台	281台	259台
年度末設置台数	2,030台	2,080台	2,004台

○ 外出支援（送迎）サービスの実施

車いすの利用などで一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等を対象に、リフト付き車両で病院等への移送サービスを行っており、介護タクシーや福祉タクシーなどの利用が優先されることから、対象となる地域は限られますが、事業の周知を図り、必要な方に適切なサービスを提供します。

【外出支援(送迎)サービスの実施状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用者数	4,395人	3,803人	3,970人

○ 除排雪サービスの実施

ひとり暮らしの高齢者等で、除排雪を行うことが困難で家族等の支援を受けられない方を対象に、生活通路の確保のため、除排雪や屋根の雪下ろしを行っており、高齢者等が冬期間でも外出できるよう、事業の周知を図り、利用の促進に努めます。

【除排雪サービスの実施状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用者数	1,265人	1,217人	1,257人

○ 寝具乾燥サービスの実施

ひとり暮らしの高齢者等で、寝具の衛生管理が困難な方を対象に、布団の乾燥を行っていますが、利用者が固定化していることから、事業の周知を図り、適切なサービスの利用を図ります。

【寝具乾燥サービスの実施状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用者数	108人	102人	114人

○ 高齢者生活援助員派遣サービスの実施

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、草取りなどの家周りの手入れ等、一時的に軽易な生活援助サービスを行い、在宅で自立した生活を送ることができるよう支援するとともに、要介護状態等への進行を防止しており、介護保険制度で対応できない部分を補う事業であることから、事業の周知を図り、利用の促進に努めます。

【高齢者生活援助員派遣サービスの実施状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用者数	86人	80人	118人

○ 生きがい活動支援通所サービスの実施

ひとり暮らしの高齢者等で家に閉じこもりがちな方などを対象に、通所介護事業所において、日常動作訓練やレクリエーション活動などを行っており、利用実態を把握しながら、本人の状態に応じ、要介護認定等の申請につなげるなど、適切なサービスの利用の促進を図ります。

【生きがい活動支援通所サービスの実施状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用者数	4,178人	3,561人	3,900人

○ ショートステイサービスの実施

要介護認定等を受けているひとり暮らしの高齢者等で、介護している方の疾病などにより、介護保険制度における支給限度額を超えて短期入所生活介護等の利用が必要な場合、一時的に短期入所生活介護施設等で支援しており、必要な方に適切なサービスが提供されるよう周知に努めます。

【ショートステイサービスの実施状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延利用日数	811日	580日	884日

○ 在宅福祉ふれあいサービス事業の実施

社会福祉協議会が実施主体となり、町会単位で設置している在宅福祉委員会において、ひとり暮らしの高齢者等を対象に、訪問安否確認や家事援助、給食、訪問理美容のサービスを提供するほか、ボランティア団体への活動支援、健康・生きがいづくりなどに関する各種事業を実施します。

【在宅福祉ふれあいサービス事業の実施状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
在宅福祉委員会数	123委員会	124委員会	127委員会
協力員数	2,180人	2,116人	2,144人
対象世帯数	5,708世帯	5,756世帯	5,811世帯

○ 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業の実施

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、かかりつけ医療機関や持病などを記載した情報用紙等を保管する安心ボトル（救急医療情報キット）を平成24年度から無料で配付しており、万一の際の迅速で適切な救急活動に役立て、高齢者の日常生活の安心と安全が図られるよう、事業の周知を図り、利用の促進に努めます。

【安心ボトル配付事業の実施状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
配付数	16,210本	273本	470本



4 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターについて、本市では、これまで、高齢者人口の増加とともに増え続ける業務量を勘案し、地域包括支援センターの職員配置基準を見直し、体制強化に取り組んできましたが、各センターの規模の均一化を図り、これまで以上に効率的かつ地域の高齢者等に対するきめ細かな対応と適切な支援が提供できるよう、平成 27 年度からの日常生活圏域の見直しを踏まえ、平成 28 年度以降は、地域包括支援センターの設置数を現在の 6 か所から各圏域に 1 か所ずつ合計 10 か所とします。

なお、平成 27 年度については、既存の 6 か所の地域包括支援センターにおいて、これまでどおりの地域を担当することとします。

また、平成 28 年度以降の地域包括支援センターの運営法人の選定については、平成 27 年度中に公募により行います。

(2) 地域包括支援センターの評価と支援体制

地域包括支援センターごとの質の平準化と質の向上をめざし、平成 25 年度から地域包括支援センターの事業評価に試行的に取り組んでいますが、平成 27 年度からは本格実施するとともに、その評価を基に、地域包括支援センター運営協議会の意見を反映させながら、地域包括支援センターのみならず、運営法人と情報を共有し必要な改善について協議、指導を行います。

また、高齢者虐待の増加や困難事例への対応など、地域包括支援センターが対応するケースが複雑・多様化するなかで、市職員がセンター職員と情報を共有し支援を行えるよう、市の相談窓口保健師や社会福祉士といった専門職を配置し、協働して課題解決を図るほか、定例的な協議の場を設けるとともに、地域包括支援センターが開催する会議や専門職による部会に積極的に参加し、意見交換や助言を行うなど、地域包括支援センターに対する支援を継続します。

(3) 地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターが、誰のために、何をするとところなのか、その役割を明確にするため、平成 25 年 12 月から「高齢者あんしん相談窓口」をサブネームとして設定し、地域住民への周知を図っており、今後も、地域の身近な相談先として機能していけるよう、引き続き、地域住民への周知に努めます。

(4) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種・多機関による多角的視点から個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりをめざすもので、本市では、平成22年度から国のモデル事業として、地域包括支援センターの主催により、地域課題の発見・検討を目的とした地域ケア会議を開催しています。

平成25年度からは、個別のケースが抱える課題を解決するための機能を持つ地域ケア会議を開催し、平成26年度からは、市主催による全市レベルでの地域ケア会議を開催しており、今後は、高齢者をはじめとする住民が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域包括ケアシステムの構築に向け、地域ケア会議の普及・定着を進めます。

○ 地域包括ケア推進事業

地域の関係者や関係機関による地域ケア会議を開催し、個別ケースの検討等により、地域のニーズや課題の把握・共有、課題解決に向けた協議などを行います。

また、地域包括ケア推進の中核となる人材を養成するため、厚生労働省が行う地域包括ケア推進指導者養成研修への参加・受講を支援します。

【地域ケア会議の開催状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域ケア会議開催数	90回	112回	85回
地域課題の検討	90回	51回	27回
個別課題の検討	-	61回	58回

5 福祉コミュニティエリアの整備

福祉コミュニティエリアは、既成市街地のなかで交通アクセスに優れた良好な環境の住宅地にある日吉町4丁目の市営住宅団地跡地に、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、安全で安心して快適に住み続けられる住まいをはじめ、在宅の高齢者や障がい者などを支援する各種サービスを提供する事業所のほか、在宅での生活が困難な方々のための施設などを整備するとともに、ふれあいや生きがいを持って共に支え合う地域コミュニティを形成することで、地域福祉を実践し、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとしての整備を進めます。

整備にあたっては、民間活力を活用し、事業全体を一体的に進めることが望ましいことから、開発事業者を公募により選定します。

また、第6期介護保険事業計画における施設・居住系サービスの施設整備数のうち、平成28年度以降の新規整備は、福祉コミュニティエリアへの整備を優先します。



第2節 明るく活力に満ちた暮らしの実現

1 健康寿命の延伸

(1) 健康づくりの推進

高齢者が健康でいきいきと豊かに暮らしていくためには、認知症や寝たきりなどの要介護状態になることなく、自立して生活できる期間（健康寿命）の延伸を図っていく必要があることから、市民一人ひとりのライフステージと心身の状態に応じた健康づくりを推進します。

ア 生活習慣病の予防

健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動などの生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図ります。

○ 健康教育の実施

成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施します。

○ 訪問指導の実施

家庭において療養するうえで、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため保健指導が必要な方に対し、保健師、理学療法士が訪問して本人およびその家族に実施します。

イ 健康づくり事業の実施

健康づくりは、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという自覚と認識のもとに実践することが基本であり、市は健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか、禁煙、適正飲酒などの普及啓発を図り、市民の健康づくりの協力支援を行います。

○ 市民健康づくり推進員の育成

地域に根ざした市民の自主的な健康づくりを積極的に推進するため、町会・自治会を単位に、ボランティアとしての市民健康づくり推進員を設置しており、その育成に努めます。

○ ヘルスメイトの育成

地域住民に対する食育の推進や健康づくりの担い手として、食生活を通じた健康づくりのボランティア活動を行うヘルスマイトを育成します。

【ヘルスマイトの育成状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
養成講座修了者数	23人	26人	9人

○ 歯科健診の実施

口腔保健センターにおいて歯科保健事業や歯科診療を実施します。

【口腔保健センターの利用状況(60歳以上)】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	219人	217人	166人

○ 健康増進センターの運営

市民が手軽に安心して健康づくりのための運動を実践することのできる健康増進センターを運営します。

【健康増進センターの利用状況(65歳以上)】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	10,657人	12,595人	12,595人

(2) 感染症の予防

高齢者の感染症の発病や重症化を予防するために、予防接種法に基づく各種の定期予防接種の費用を助成します。

【予防接種の実施状況】

項目		実績		見込
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
接種者数	高齢者インフルエンザ予防接種	41,252人	42,417人	44,228人
	高齢者肺炎球菌感染症予防接種	-	-	10,358人

2 生きがいつくりの推進

(1) 社会参加の促進

高齢者が地域社会の主要な構成員であることを自覚し、自らの経験や能力を生かして活動することは、生きがいつくりの一つの手段でもあり、活力ある地域社会をつくるうえでも重要であることから、生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層推進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

○ 老人クラブに対する支援

老人クラブでは、高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行っており、各老人クラブに運営費補助金を交付するとともに、老人クラブに対する指導事業や高齢者の社会活動を促進するための事業を実施している老人クラブ連合会に運営費補助金を交付します。

【老人クラブの加入状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クラブ数	122クラブ	121クラブ	117クラブ
会員数	7,943人	7,540人	6,892人
加入率(60歳以上)	7.6%	7.1%	6.5%

○ 高齢者交通料金助成券の交付

70歳以上の高齢者を対象に、市電・函館バス共通の専用乗車カードを半額で購入できる高齢者交通料金助成券を交付します。

【高齢者交通料金助成券の交付状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
交付人数	34,075人	35,367人	36,282人

○ 老人福祉センター

老人福祉センターは、地域の高齢者が集い、交流を深め教養の向上を図るとともに健康などの相談に応じる施設として市内に4か所設置しており、高齢者の閉じこもりの防止、生きがいつくりや地域におけるふれあいの場として活用されていますが、老朽化が進んでいる施設もあることから、他の施設との統廃合などの検討を進めます。

【老人福祉センターの利用状況】

項目		実績		見込
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数	湯川老人福祉センター	69,129人	72,135人	70,915人
	谷地頭老人福祉センター	62,412人	64,135人	72,945人
	美原老人福祉センター	66,669人	62,530人	60,734人
	総合福祉センター内老人福祉センター	61,407人	60,648人	59,144人

○ **高齢者サロンの設置【新規】**

高齢者自らが主体的に活動し交流を深めるための憩いの場として、ボランティア支援機能を併せ持った高齢者サロンの中心市街地への設置を進めます。

(2) 生涯学習の充実・促進

高齢者を含めたすべての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

○ **地域における学習環境の整備**

図書館や公民館，小中学校等において，各種講座・教室の開催などをはじめとする学習事業を行います。

○ **まなびっと広場の実施**

学習活動を単位認定するシステムである「まなびっと広場」を引き続き実施します。

○ **高齢者大学等の開講**

社会の複雑な変化に対応できる能力や，家庭生活・社会生活に果たすべき役割を学ぶとともに，豊富な経験や知識を社会に還元することを目的に高齢者を対象とした学習の場を充実します。

【高齢者大学等の受講状況】

項目		実績		見込
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
受講者数	函館市高齢者大学	302人	300人	—
	函館市高齢者大学湯川校	119人	124人	430人
	亀田老人大学	305人	322人	350人
	戸井地区ふれあい学園 ※	199人	199人	220人
	恵山ふれあい高齢者大学 ※	208人	227人	235人
	高齢者ふれあいいきいき学級(椴法華) ※	24人	23人	25人
	南茅部沿岸漁業大学(高齢者専科) ※	35人	35人	31人

※ 人数は延べ人数

(3) 生涯スポーツ活動の推進

「スポーツ健康都市宣言」の理念を踏まえ，市民誰もが生涯にわたってスポーツや健康づくりに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざし，スポーツ活動の機会の提供に努めます。

○ 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツを通じて地域住民の健康増進と交流を進める総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

○ スポーツ大会、レクリエーションの開催

世代を超えて多くの市民が参加できるスポーツ大会、レクリエーションの開催を推進します。

(4) 雇用確保・就業機会の拡大

高齢者の就業の機会を広げることは、経済的な面ばかりでなく、生きがいつくりや健康保持の面から重要であることから、高年齢者[＊]が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができるよう、高年齢者の雇用確保や就業機会の拡大を図ります。

○ 高年齢者の雇用の確保と促進

高年齢者雇用確保措置として、65歳までの定年年齢の引き上げ、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかの実施について、市内企業への周知に努めるとともに、企業が高年齢者の経験や技術を生かすことができるよう、高年齢者の雇用を促進する奨励金や助成金を紹介する雇用促進支援ガイドを配布します。

○ シルバー人材センターへの支援

高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進をめざし、家事援助・介助サービスをはじめ、草刈り、塗装など幅広い分野のサービスを提供している公益社団法人函館市シルバー人材センターに対する支援を継続します。

【シルバー人材センターの事業実施状況】

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会員数	1,096人	1,029人	987人
就業延人員	39,974人	40,298人	39,584人
受注件数	10,233件	10,233件	9,911件
受注額	383,977千円	361,864千円	367,417千円

○ 就業支援の実施等

就業支援施設であるジョブサロン函館において、高齢者のスキルや経験、適性を見極め、再就職を促進するためのカウンセリングや就職セミナー等を実施します。

＊ 高年齢者： 55歳以上の者（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）

第3節 安心して快適な暮らしの実現

1 やさしいまちづくりの推進

(1) 安全・安心なまちづくり

ア 交通安全対策の強化

高齢者の交通事故を抑制するため、交通ルール等の習得はもとより、高齢者自身に加齢に伴う身体機能の低下による交通行動への影響を理解してもらえるよう、交通安全教室の開催などの取組みを進めます。

○ 交通安全教室の開催

関係団体等と連携して高齢者の交通安全教室等を開催し、事故の実態に応じた具体的な指導を行います。

○ 夜光反射材の普及促進

交通事故防止のための夜光反射材について、交通安全教室などを通じ、その効果・必要性を周知するとともに、普及促進に努めます。

イ 消費者・防犯意識の啓発

高齢者が強引な訪問販売，訪問買取，振り込め詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースが増えており，特にひとり暮らしの高齢者には，注意を促す情報を伝えることが必要となっていることから，関係機関と連携し，意識の啓発に努めます。

○ 救済制度の周知・啓発

トラブルの事例の紹介など，消費者被害の未然防止のための情報提供やクーリングオフ制度などの救済制度の周知・啓発を図ります。

○ 相談窓口

函館市消費生活センターや市民相談窓口（くらし安心110番）での相談を受け付けます。

ウ 防火・防災対策の強化

災害の発生を未然に防止し，災害による被害を最小限に止めるためには，公的機関による防災活動のみならず自主的な防災活動が重要な役割を果たすことから，自主防災組織への支援に努めるとともに，災害時には，高齢者など要配慮者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ，避難支援対策を進めます。

○ 防火訪問の実施

消防職員・団員による一般家庭への防火訪問の際に、住宅用火災警報器の設置推進や適切な維持管理の周知を行うほか、日常の火気取扱いに対する安全確保などを行います。

○ 自主防災組織に対する支援

町内会単位で設立される自主防災組織を育成するため、情報提供、訓練の協力、研修の実施、防災資機材購入のための補助金交付などの支援を行います。

また、防災総合訓練や出前講座、自主防災リーダー養成研修など、訓練や研修会を通じ、地域住民の防災意識の啓発と知識の向上に努めます。

○ 避難行動要支援者に対する支援

平成26年度に策定した函館市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難支援が必要となる方を把握するため、避難行動要支援者の名簿の作成・更新を行い、地域で協力・連携して支援します。

(2) 道路・公園等の整備

高齢歩行者等の安全を確保するための道路環境を整備するとともに、誰もが安心して利用できる都市公園の整備を進めます。

○ 道路の整備

高齢者・障がい者の方々が数多く通行している公共施設周辺における歩道の段差や勾配の解消、視覚障害者誘導用点字ブロックを設置し、歩道のバリアフリー化を進めます。

また、滑り止め対策として、通行の円滑化と冬期間における歩行者の安全確保を図るため、横断歩道内での凍結抑制舗装を行います。

○ 公園・緑地等の整備

地域住民に、スポーツ・レクリエーション、健康づくり、地域コミュニティの活動の場として、良好な緑のオープンスペースを提供するため、公園・緑地等の整備を進めます。

また、高齢者の健康志向に対応するため、健康器具を設置し、高齢者の利用促進を図ります。

2 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備

(1) 高齢者福祉施設への入所（入居）

ひとり暮らしなど在宅での生活に不安のある方を対象とした介護保険施設以外の老人福祉施設等については、地域的な配置や既存の社会福祉施設などの社会資源の状況、さらには入所（入居）希望の動向等を考慮しながら、良質なサービスの提供を図ります。

○ 養護老人ホーム

介護の必要性は低いものの、家庭環境上の理由や経済的理由により在宅において生活することが困難な方について、市の措置により養護老人ホームへの入所を進めます。

なお、入所後に要介護度が重くなるなど、介護の必要性が高くなった場合には、介護保険制度による特定施設入居者生活介護のサービスを施設で受けることができます。

【養護老人ホームの整備状況】

項目	実績		見込
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
施設数	2か所	2か所	2か所
入所定員	270人	270人	270人

○ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭環境や住宅事情に加え、身体的な理由から在宅において独立して生活することに不安のある方について、ケアハウスへの入所を進めますが、施設の運営費に対する財政負担等も勘案し、計画期間中の整備は行いません。

また、既存のケアハウスの特定施設入居者生活介護の指定については、法人の意向がなかったことから、指定は行わないこととします。

【ケアハウスの整備状況】

項目	実績		見込
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
施設数	5か所	5か所	5か所
入所定員	205人	205人	205人

○ 生活支援ハウス

自立または要支援と判定され、在宅での生活に不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能および交流機能を備えたサービスを総合的に提供する生活支援ハウスへの入居を市の決定により進めます。

なお、東部圏域における榎法華地区の生活支援ハウスについては、地域特性を踏まえ、重度の要介護状態となっても入居可能な施設への移行を進めます。

【生活支援ハウスの整備状況】

項目	実績		見込
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
施設数	3か所	3か所	3か所
入所定員	37人	37人	37人

○ 有料老人ホーム

入居サービスおよび介護や生活支援等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設である有料老人ホームについては、未届の施設があることから、設置者に対し届出を行うよう指導し、適切なサービス提供が行われるよう努めます。

【有料老人ホームの整備状況】

項目	実績		見込
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
施設数	26か所	26か所	40か所
入所定員	1,156人	1,156人	1,675人

*平成26年度は10月末日実績

(2) 高齢者向け住宅の供給確保

今後の高齢化のさらなる進行に伴い、高齢者の単身または夫婦世帯の増加が予想されており、高齢者が在宅で安心して暮らせる住宅が求められていることから、高齢者が在宅で自立した生活が営めるよう、多様な居住支援サービスが付加された住宅が確保できる取組みなどを進めます。

○ サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の公開

居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の整備に加え、安否確認や生活相談サービスの提供により、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住まいであるサービス付き高齢者向け住宅について、制度に基づいて登録される住宅に係る情報をインターネットや窓口等で閲覧するなど、登録情報を公開します。

【サービス付き高齢者向け住宅の登録状況】

項目	実績		見込
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
住宅数	23件	30件	34件
戸数	702戸	920戸	1,056戸

○ 市営住宅への優先入居

住宅市場において、負担能力に見合った家賃の住宅の確保が困難な高齢者の入居機会を拡大するため、市営住宅において、福祉サービスと連携したシルバーハウジングを花園団地において継続して供給するほか、既存住宅の単身あるいは二人世帯向け住戸などを特定目的住宅として指定し、高齢者が優先して入居することができる住宅の供給に努めます。

【特定目的住宅の指定状況】

項目	実績		見込
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末
戸数	1,479戸	1,479戸	1,479戸

(3) 住宅のリフォーム等への支援

高齢者の身体の状況に応じた、きめ細かな住宅の改修方法などについて、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、トイレや浴室などの改修に必要な費用の一部を助成します。

○ 相談窓口の設置

住宅リフォームの相談窓口として、一般財団法人函館市住宅都市施設公社が住まいに関する様々な相談に対し、アドバイスを行います。

○ 既存住宅のバリアフリー化の促進

住宅のバリアフリー化の各補助制度について、制度の周知に努め、利用を促進します。

・ 函館市住宅リフォーム補助制度（バリアフリー改修工事など）

対象者：市内に自らが所有し、居住する住宅を改修する方、

市内に所有している住宅を改修して居住する方

補助額：市が定めた基準額の20%以内、上限20万円

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助件数	77件	76件	81件
うち、バリアフリー改修補助件数	60件	54件	66件

・ 函館市いきいき住まいリフォーム助成事業

対象者：所得税非課税世帯に属する身体機能の低下した高齢者、

重度の身体障がい者

助成額：改造工事に要する費用の2/3、上限50万円

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
助成件数	7件	4件	6件

・ 介護保険サービスの住宅改修

対象者：在宅の要支援、要介護者

支給額：改造工事に要する費用の9/10、上限20万円

項目	実績		見込
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給件数	1,218件	1,279件	1,176件

第4節 持続可能な介護保険制度の構築

1 介護保険サービスの充実

(1) 施設・居住系サービス基盤の整備

ア 施設・居住系サービス基盤の整備の考え方

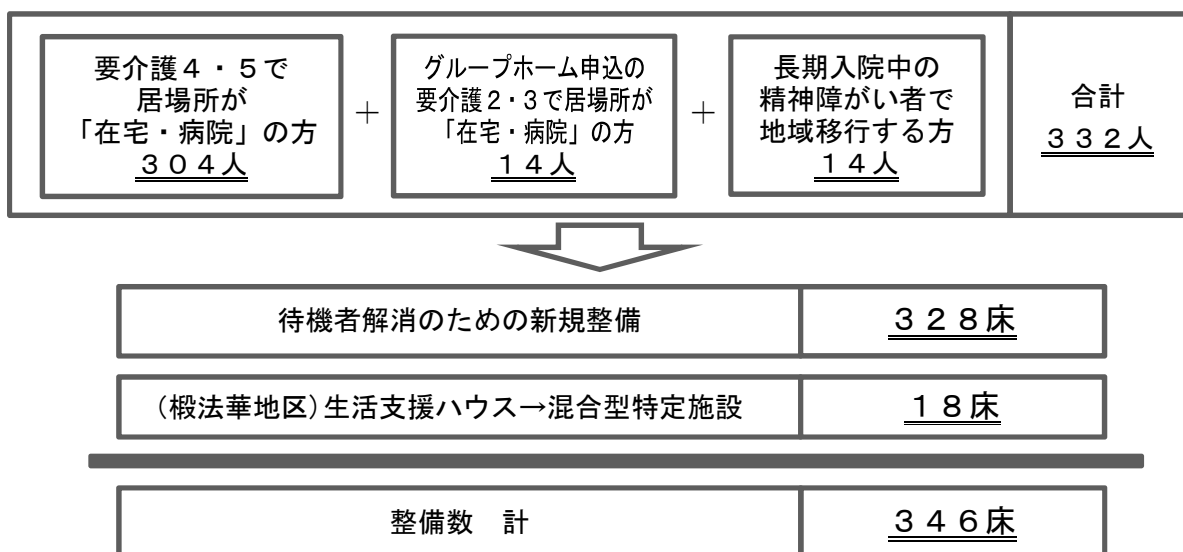
平成 26 年 6 月に実施した「介護保険施設等入所(入居)申込者状況調査」の結果や今後の高齢者人口および要介護認定者数の増加見込みから、第 6 期介護保険事業計画の最終年度である平成 29 年度時点における、要介護 4・5 で居場所が「在宅・病院」である入所(入居)の緊急度が高いと思われる方を 304 人と見込み、また、要介護 2・3 であっても、認知症の度合いによっては入所の緊急性が高いものと捉え、グループホームへの申込者で居場所が「在宅・病院」であった方を 14 人と見込みました。

さらに、国において、精神科病院に長期入院している精神障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行を進めることとされていることを踏まえ、国が示した手法を基に推計を行った結果、地域移行により別途介護サービスが必要となる高齢精神障がい者を 14 人と見込みました。

以上のことから、今期計画における新たな施設・居住系サービスの見込みの合計は 332 人となり、基盤整備としては 328 床分を計画します。

また、東部圏域の楸法華地区において、高齢者の多くが介護の必要な状態となっても当該地区で暮らし続けたいと望む一方で、中重度の要介護者の受け入れ先が少ないという地域特性があることを踏まえ、同地区の生活支援ハウスを自立から要介護者までの受け入れが可能な混合型特定施設(18 床)とします。

この結果、今期計画においては、待機者の解消等を目的とした新規整備 328 床分に楸法華地区の 18 床を加えた、合計 346 床分を整備します。



施設種別ごとの整備計画は以下のとおりとし、整備にあたっては、公募を原則として事業者を選定します。

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどに常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する特別養護老人ホームについては、緊急度が高い要介護4・5の重度の方の入所先として適当であることや、低所得者の利用者負担が少なく入所申込者が多いことなどから、定員30人以上の広域型1か所100床分とともに、住み慣れた地域での生活を継続できるように、定員29人以下の地域密着型3か所87床分の合わせて187床分の整備を計画します。

整備にあたっては、広域型と地域密着型の各1か所は福祉コミュニティエリアへの整備を優先し、地域密着型の2か所はこれまでの整備状況等を踏まえた圏域への整備を進めます。

(イ) 介護老人保健施設

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所する介護老人保健施設については、整備が充足されていることから、新たな整備は行わず、現在の床数で推移する計画とします。

(ウ) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、療養上の管理・看護・機能訓練など、長期の療養を必要とする方が入所する介護療養型医療施設については、国において平成29年度末までに他の介護施設等に転換する方針ですが、見直しが検討されており、本市が実施した転換意向調査では今期計画期間内での転換意向がなかったことから、現在の病床数で推移する計画とします。

(エ) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら日常生活上の世話や機能訓練を行う認知症対応型共同生活介護については、介護保険施設等の入所（入居）申込者のうちグループホームに申し込んでいた方で、緊急度が高いと思われる方6人と、要介護2・3で居場所が「在宅・病院」であった方14人および地域移行により別途介護サービスが必要となる高齢精神障がい者14人の合わせて34人に、今後の認知症高齢者等の増加を勘案し、3か所54床分の整備を計画します。

整備にあたっては、2か所は福祉コミュニティエリアへの整備を優先し、1か所はこれまでの整備状況等を踏まえた圏域への整備を進めます。

また、医療ニーズの高い要介護者等の在宅生活の継続を支援する体制を整備するため、複合型サービス事業所との併設を促進します。

(オ) 特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどの入居者に対し、入浴や食事等の介護など日常生活上の世話や機能訓練などを行う特定施設入居者生活介護については、事業者意向調査において介護専用型に対する整備意向があったことや、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、定員 29 人以下の地域密着型 3 か所 87 床分の整備を計画します。

整備にあたっては、2 か所は福祉コミュニティエリアへの整備を優先し、1 か所はこれまでの整備状況等を踏まえた圏域への整備を進めます。

また、東部圏域の榎法華地区については、中重度の要介護者の受け入れ先が少ないという地域特性を踏まえ、生活支援ハウスを混合型特定施設（18 床）とします。

イ 第6期介護保険事業計画における施設・居住系サービスの施設整備の見込み

(単位：箇所、人)

施設種別	圏域	第5期計画				第6期計画						平成29年度末見込み				
		整備実績		平成28年度末見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合計		箇所数	定員数	
		箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数			
(介護保険サービス) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	-	3	258	16	1,251					1	100	1	100	17	1,351	
	-			9	1,088								0	9	1,088	
	-			6	246								0	6	246	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (29人以下特別養護老人ホーム)	合計	1	29	2	49	2	58	1	29			3	87	5	136	
	西部	1	29	1	29											
	中央部第1			0	0											
	中央部第2			0	0											
	東央部第1			0	0											
	東央部第2			0	0											
	北東部第1			0	0											
	北東部第2			1	20											
	北東部第3			0	0											
	北部			0	0											
	東部			0	0											
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	合計	5	90	45	826	1	18	2	36			3	54	48	880
		西部			3	90										
		中央部第1			7	126										
中央部第2				6	90											
東央部第1		1	18	5	90											
東央部第2		1	18	4	72											
北東部第1		1	18	5	80											
北東部第2		1	18	4	71											
北東部第3				3	45											
北部				5	108											
地域密着型特定施設入居者生活介護 (29人以下介護専用型有料老人ホーム等)	合計	5	145	12	348	1	29	2	58			3	87	15	435	
	西部	1	29	1	29											
	中央部第1			1	29											
	中央部第2			1	29											
	東央部第1	1	29	2	58											
	東央部第2			0	0											
	北東部第1			0	0											
	北東部第2	1	29	3	87											
	北東部第3			0	0											
	北部	2	58	4	116											
東部			0	0												
施設・居住系サービス (新規分) 計		14	522	90	3,808	4	105	5	123	1	100	10	328	100	4,136	
サイモビス 混合型特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)				13	874			注 1	18			1	18	14	892	
施設・居住系サービス 合計		14	522	103	4,682	4	105	6	141	1	100	11	346	114	5,028	

※ 第5期計画の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備実績について、箇所数には増床分を含まないが、定員数には増床分50床を含む。

※ 平成28年度以降の新規整備は、福祉コミュニティエリアへの整備を優先するが、福祉コミュニティエリアの事業者選定結果等により、他圏域での整備の可能性がある。

注 混合型特定施設入居者生活介護は、楸法華地区の生活支援ハウスの分である。

(2) 介護給付等対象サービスの利用見込み

今期計画の介護保険サービスについては、高齢者人口および要介護（要支援）認定者数の推計と利用実績からサービス種別ごとに年間のサービス量等を見込みます。

各サービスともに高齢者人口の増加に伴い、利用者数は引き続き増えていくことが予測されることから、サービス量は概ね増加すると見込んでいます。

なお、小規模型通所介護事業所（定員 18 人以下）の地域密着型通所介護事業所への移行のほか、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の地域支援事業への移行も考慮のうえ見込んでいます。

ア 居宅サービス

(ア) 訪問介護，介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護や調理・洗濯・掃除その他の日常生活上の援助を行います。

平成 29 年度の介護予防サービスは、地域支援事業へ移行する分を考慮して見込んでいます。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	24,614人	25,425人	26,052人	26,100人	26,124人	12,828人
	回数	-	-	-	-	-	-
介護サービス	人数	30,688人	32,121人	33,552人	34,812人	36,000人	37,236人
	回数	590,204回	639,895回	674,530回	705,012回	738,767回	763,267回

(イ) 訪問入浴介護，介護予防訪問入浴介護

看護師と介護職員が寝たきりの方などの自宅を移動入浴車などで訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	18人	33人	84人	108人	120人	144人
	回数	48回	94回	334回	425回	540回	685回
介護サービス	人数	2,271人	2,231人	2,112人	1,956人	1,860人	1,668人
	回数	9,524回	9,391回	8,729回	8,112回	7,739回	6,886回

(ウ) 訪問看護，介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき看護師などが要介護者の自宅を訪問し，療養上の世話や診療の補助などを行います。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	852人	881人	888人	900人	912人	924人
	回数	3,782回	4,049回	4,643回	4,872回	5,086回	5,346回
介護サービス	人数	7,445人	7,973人	8,676人	8,928人	9,360人	9,792人
	回数	49,643回	54,392回	57,889回	61,141回	66,055回	71,226回

(エ) 訪問リハビリテーション，介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が自宅を訪問し，主治医と連携をとりながら日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	277人	390人	504人	636人	780人	936人
	回数	2,788回	3,571回	3,694回	4,188回	4,579回	4,859回
介護サービス	人数	2,525人	2,855人	3,528人	3,708人	3,924人	4,104人
	回数	27,955回	30,231回	35,044回	36,144回	37,651回	38,676回

(オ) 居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問し，療養上の管理や指導を行います。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	454人	417人	468人	420人	372人	324人
介護サービス	人数	4,963人	6,194人	6,744人	7,572人	8,448人	9,072人

(カ) 通所介護，介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護事業所（デイサービスセンター）に通所するサービスで，入浴・食事などの介護や，日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行います。

平成 28 年度の介護サービスは，地域密着型通所介護に移行する分を，また，平成 29 年度の予防サービスは，地域支援事業に移行する分をそれぞれ考慮して見込んでいます。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	20,598人	23,167人	25,236人	27,552人	29,977人	16,290人
	回数	-	-	-	-	-	-
介護サービス	人数	31,030人	33,278人	35,832人	38,328人	32,568人	34,704人
	回数	251,848回	269,243回	286,834回	305,538回	258,372回	273,582回

(キ) 通所リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関に通所するサービスで，入浴・食事などの介護や理学療法，作業療法などのリハビリテーションを行います。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	4,780人	4,876人	4,524人	4,500人	4,452人	4,404人
	回数	-	-	-	-	-	-
介護サービス	人数	12,256人	12,058人	12,048人	11,664人	11,196人	10,584人
	回数	92,949回	92,308回	88,460回	86,340回	83,562回	79,697回

(ク) 短期入所生活介護，介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

短期入所施設や特別養護老人ホームなどに短期間入所するサービスで，入浴・食事などの介護やその他日常生活上の世話，機能訓練などを行います。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	298人	369人	360人	444人	516人	600人
	日数	1,672日	2,229日	2,166日	2,764日	3,439日	4,211日
介護サービス	人数	8,367人	8,669人	9,204人	9,348人	9,564人	9,636人
	日数	103,110日	109,763日	131,017日	135,713日	141,344日	144,115日

(ケ) 短期入所療養介護，介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所するサービスで，看護・医学的管理下の介護，機能訓練等の必要な医療，日常生活上の世話をを行います。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	12人	1人	12人	12人	12人	12人
	日数	64日	2日	48日	48日	48日	48日
介護サービス	人数	285人	258人	264人	228人	216人	216人
	日数	1,986日	1,776日	1,962日	1,711日	1,594日	1,594日

(ク) 福祉用具貸与，介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるため，車いすや特殊ベッドなどの福祉用具を貸し出します。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	7,824人	9,145人	10,944人	12,420人	13,992人	15,708人
介護サービス	人数	31,373人	34,425人	38,292人	40,800人	43,560人	46,296人

(カ) 特定福祉用具販売，特定介護予防福祉用具販売

入浴や排せつなどに使われる特定福祉用具の購入費用を支給します。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	412人	496人	492人	540人	600人	660人
介護サービス	人数	841人	849人	816人	816人	816人	816人

(キ) 居宅介護住宅改修，介護予防住宅改修

自宅の手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費用を支給します。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	528人	606人	564人	600人	648人	696人
介護サービス	人数	690人	673人	612人	588人	564人	528人

(ス) 特定施設入居者生活介護，介護予防特定施設入居者生活介護

介護付有料老人ホームなどの入居者に対し，入浴や食事等の介護など日常生活上の世話，機能訓練などを行います。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	1,635人	1,649人	1,704人	1,704人	1,800人	1,800人
介護サービス	人数	7,119人	7,198人	6,912人	6,912人	7,020人	7,020人

(セ) 居宅介護支援，介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）等が居宅サービス計画（ケアプラン）等を作成し，要介護者等が居宅サービスを適切に利用できるよう各介護サービス事業所との連絡調整を行います。

平成29年度の予防サービスは，地域支援事業へ移行する分を考慮して見込んでいます。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	44,114人	47,316人	49,464人	51,660人	53,784人	39,672人
介護サービス	人数	62,194人	65,264人	69,072人	71,844人	74,544人	77,388人

イ 地域密着型サービス

(ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため，日中・夜間を通じ，訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら，定期の巡回訪問と随時の対応を行います。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護サービス	人数	13人	410人	3,000人	3,480人	3,972人	4,500人

(イ) 夜間対応型訪問介護

訪問介護員が自宅を訪問し，入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活の世話や緊急時の対応などを行い，夜間において安心して生活を送ることができるよう援助します。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護サービス	人数	218人	34人	34人	34人	34人	34人

- (イ) 認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
 認知症の利用者がデイサービスセンターなどに通所するサービスで，日常動作訓練や入浴・食事等の介護を行います。

項目	実績		見込	計画			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護予防サービス	人数	0人	3人	12人	12人	24人	24人
	回数	0回	10回	12回	12回	24回	24回
介護サービス	人数	535人	667人	684人	768人	852人	900人
	回数	5,352回	7,275回	8,310回	9,313回	10,296回	10,886回

- (ロ) 小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に，利用者の心身の状況や希望に応じ，訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。

項目	実績		見込	計画			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護予防サービス	人数	298人	478人	852人	960人	1,080人	1,200人
介護サービス	人数	2,078人	2,281人	2,532人	2,640人	2,772人	2,940人

- (ハ) 認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の高齢者が少人数で共同生活をする居住系のサービスで，日常生活上の世話や機能訓練を行います。

今期計画では新たに3か所（6ユニット）の整備を見込みます。

項目	実績		見込	計画			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護予防サービス	人数	29人	22人	24人	24人	24人	24人
介護サービス	人数	8,541人	9,320人	9,732人	9,792人	10,056人	10,380人

- (ニ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模の介護付有料老人ホーム（定員29人以下）などに入居している方に対し，入浴や食事等の介護や機能訓練および療養上の世話を行います。

今期計画では新たに3か所の整備を見込みます。

項目	実績		見込	計画			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
介護サービス	人数	2,245人	3,516人	4,488人	4,572人	5,016人	5,532人

(キ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

小規模の特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）の入所者に対し、入浴・食事等の介護や機能訓練，療養上の世話を行います。

今期計画では，新たに 3 か所の整備を見込みます。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護サービス	人数	225人	229人	432人	768人	1,368人	1,632人

(ク) 複合型サービス

通い・訪問・泊まりのサービス（小規模多機能型居宅介護）に加え，医療ニーズに対応した訪問看護サービスを一体的に提供します。

医療ニーズの高い要介護者の受け皿を増やすため，今期計画では新たに 3 か所の整備を見込みます。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護サービス	人数	-	71人	492人	588人	1,116人	1,224人

(ケ) 地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

利用定員 18 人以下のデイサービスセンターに通所するサービスで，入浴・食事などの介護や，日常生活動作訓練やレクリエーションなどを行います。

平成 28 年度に通所介護から移行する分を考慮して見込んでいます。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス	人数	-	-	-	-	-	-
	回数	-	-	-	-	-	-
介護サービス	人数	-	-	-	-	8,148人	8,676人
	回数	-	-	-	-	64,592回	68,395回

ウ 施設サービス

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどに常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設で、今期計画では新たに1か所100床の整備を見込みます。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護サービス	人数	11,873人	11,715人	12,048人	14,856人	14,856人	15,156人

(イ) 介護老人保健施設

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所する施設で、今期計画では現在の床数で推移すると見込みます。

項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護サービス	人数	11,631人	11,336人	10,680人	10,680人	10,680人	10,680人

(ウ) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、療養上の管理・看護・機能訓練など長期の療養を必要とする方が入所する施設で、今期計画では現在の病床数で推移すると見込みます。

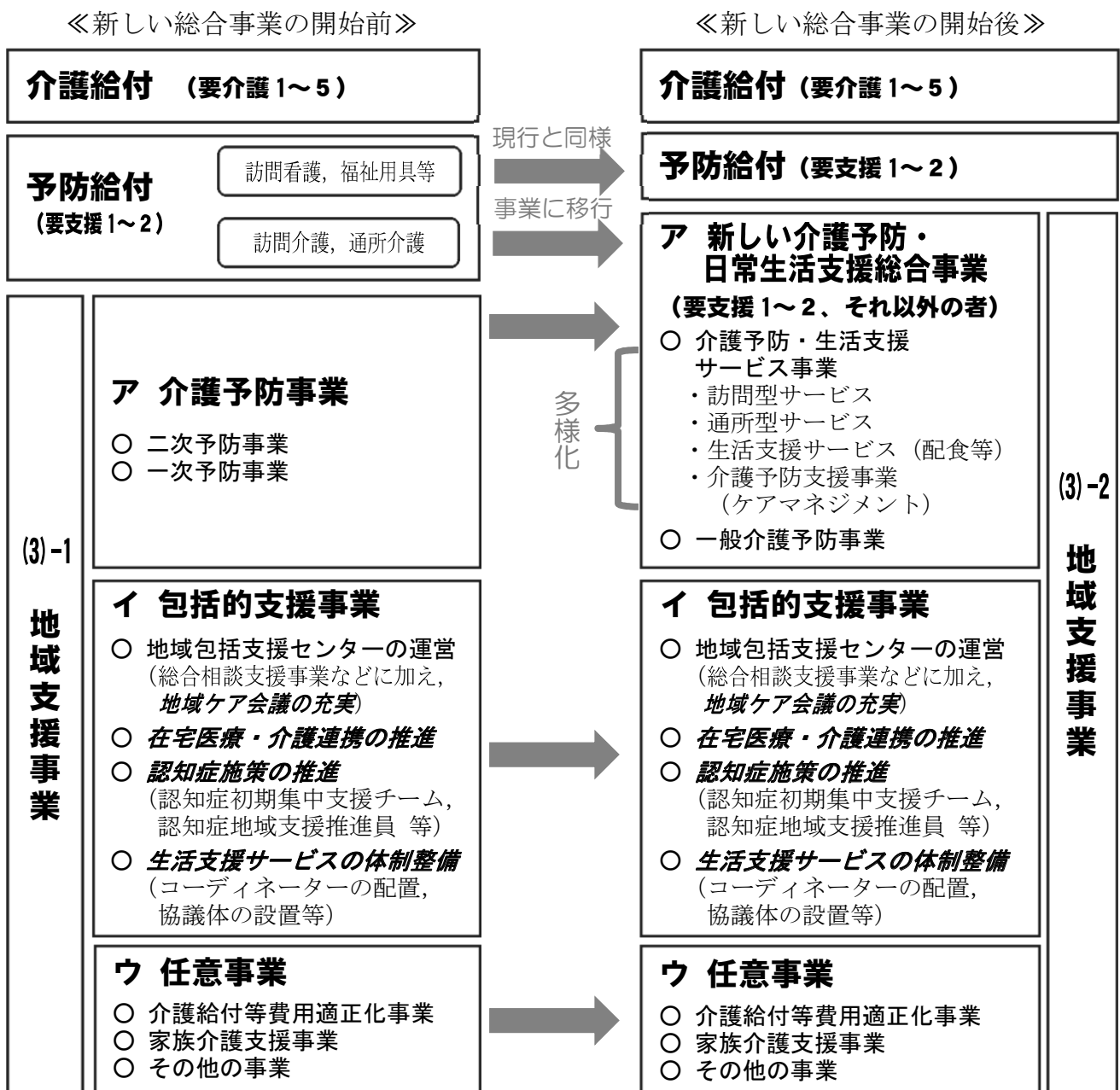
項目		実績		見込	計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護サービス	人数	2,604人	2,563人	2,580人	2,580人	2,580人	2,580人

(3) 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態（要介護状態等）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、できる限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

今期計画では、予防給付の訪問介護と通所介護の移行に合わせ、新しい総合事業を実施するほか、在宅医療・介護連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進します。

地域支援事業の全体像



※ 斜体で記した事業は、新たに地域支援事業として介護保険法に追加されたもの。

(3)-1 新しい総合事業を開始する前の地域支援事業

新しい総合事業開始前の地域支援事業は、前期計画と同じく介護予防事業、包括的支援事業および任意事業で構成しています。

また、地域包括ケア推進に向けて新たに地域支援事業として介護保険法に追加された在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等については、実施可能なものから順次取組みを進めます。

ア 介護予防事業

介護予防事業は、二次予防事業および一次予防事業で構成されますが、平成29年度の新しい総合事業の実施を見据え、事業対象者が限定的である二次予防事業を縮小するほか、すべての高齢者およびその支援のための活動に関わる者を対象とした一次予防事業を拡充し、新しい総合事業へのスムーズな移行を図ります。

(7) 二次予防事業

要介護状態等となるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）に対し、その心身の状態に応じて「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」を行う通所型介護予防事業のほか、保健師等が居宅を訪問する訪問型介護予防事業を実施します。

① 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者のうち、運動器の機能や口腔機能の向上のほか栄養状況の改善が必要と判断された高齢者について、それらを改善するためのプログラムを実施します。

項目	実績		見込	計画	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	186人	184人	303人	303人	-

② 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者のうち、認知症、うつ、閉じこもりなどのおそれがある方や通所による事業の利用が困難な方に対し、保健師等の訪問による相談・指導を行います。

項目	実績		見込	計画	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	0人	1人	8人	8人	8人

③ 二次予防事業評価事業

介護保険事業計画で定める目標値の検証を通じて、事業効果、実施量等の事業評価を行います。

(イ) 一次予防事業

介護予防に関する知識の普及啓発のため、すべての高齢者を対象として、講演会や健康教育、健康相談等を実施するほか、地域で積極的に介護予防に取り組む地域組織や人材の育成と支援を行います。

① 介護予防普及啓発事業

○ 一般介護予防普及啓発事業

介護予防事業の目的や必要性などについての理解を深めるため、介護予防教室や健康教育・健康相談等を実施します。

介護予防の必要性等を広く周知するため、地域や関係団体と連携して、介護予防教室や健康教育・健康相談等を身近な場所で行うほか、パンフレットの配布など、介護予防に関する知識の普及啓発を推進します。

項目	実績		見込	計画	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
介護予防教室	40回 672人	40回 814人	40回 1,000人	156回 3,960人	156回 3,960人
介護予防に関する健康教育	90回 2,009人	94回 1,698人	90回 2,000人	90回 2,000人	90回 2,000人

○ 認知症介護予防普及啓発事業

市民を対象とした講演会や健康教育などの開催について関係機関・団体等と連携を図り、認知症の予防、早期発見、介護など、認知症全般について、理解や知識の普及啓発を進めます。

項目	実績		見込	計画	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
認知症に関する健康教育	13回 389人	5回 280人	10回 750人	10回 750人	10回 750人

② 地域介護予防活動支援事業

○ 一般地域住民グループ支援事業

介護予防の自主グループやボランティアが参加する地域活動を支援します。地域において積極的に介護予防に取り組むことができるよう、地域の関係団体等との連携を強化するほか、自主グループやボランティア等の地域活動組織の育成と活動への支援を継続的に進めます。

○ 認知症地域住民グループ支援事業

地域において自主的に認知症予防教室を開催し、自らの脳機能を刺激して、認知症の発症を予防、遅延させる活動に取り組んでいるグループの活動を維持・活性化させるための支援を継続的に進めます。

○ 介護支援ボランティアポイント事業

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

○ 生活管理指導員派遣事業

要介護認定で非該当と判定された方で、日常生活を営むうえで継続的な支援を必要とする、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対し、生活管理指導員を派遣し、食事・食材の確保や健康管理・栄養管理に関する助言などを行います。

家事に対する支援・指導を通じ、要支援・要介護状態への進行を予防するとともに、関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用の促進を図ります。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
派遣実人数	84人	58人	62人	65人	65人	65人
派遣延べ人数	696人	614人	607人	660人	660人	660人

○ **生活管理指導短期宿泊事業**

要介護認定で非該当と判定された方で、日常生活に不安のあるひとり暮らしの高齢者等に対し、短期入所生活介護施設等において一定期間、体調の調整や生活習慣などの指導を行います。

サービスの利用を進め、在宅生活の継続を支援するとともに、心身の状態の悪化を防ぎます。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延利用日数	59日	36日	38日	38日	38日	38日
送迎	1回	2回	2回	2回	2回	2回

○ **一次予防事業施策評価事業**

各種事業の効果等について評価し、その結果に基づき事業の改善を図ることで、より効果的な事業の展開につなげます。

イ **包括的支援事業**

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、地域包括支援センターが中心となり、介護予防ケアマネジメントや総合相談支援などを実施してきましたが、今期計画からは、これまでの取組みに加え、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、新たな事業に取り組みます。

イー1 **前期計画から引き続き取組む包括的支援事業**

(7) **介護予防ケアマネジメント事業**

二次予防事業対象者把握事業等を通じて把握した二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

二次予防事業対象者のうち、通所型・訪問型介護予防事業へ参加する方について、課題分析の結果や対象者の希望に基づき、支援の内容や目標の達成時期等を含む介護予防ケアプランを作成します。

項目	実績		見込	計画
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
介護予防ケアプラン作成件数	186件	214件	303件	303件

(イ) 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

地域の高齢者の相談窓口として地域包括支援センターの周知を図るほか、戸別訪問や総合相談により地域の高齢者が、どのような支援を必要としているか幅広く把握するとともに、関係機関や適切なサービス利用につなげるなど、高齢者の暮らしのなかで起こりうる幅広い生活課題に対応できるよう、地域におけるネットワークの構築を進めます。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実態把握の実施件数 (相談台帳作成)	9,852件	9,804件	10,017件	10,254件	10,425件	10,534件

(ウ) 権利擁護事業

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から必要な支援を行います。

地域におけるネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、被虐待者および虐待者に必要な支援を行うほか、判断能力の低下した方などへ成年後見制度の利用支援、消費者被害を受けるおそれがある方への支援や、さまざまな状況から発生する困難事例について、関係機関と連携を図り対応します。

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における包括的・継続的なケアの実施のため、ケアマネジャーと保健・医療・福祉サービスやボランティア活動などのインフォーマルサービスとの連携・協働体制の構築に努めます。

ケアマネジャーの資質向上のため、ケアプラン作成指導、事例検討会の実施、支援困難事例に対する具体的支援方法の検討や指導・助言などの支援を行います。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ケアプラン指導研修の実施件数	28件	28件	27件	18件	18件	18件

イー２ 地域包括ケア推進に向けて今期計画から新たに取り組む包括的支援事業

実施にあたっては、関係機関等と協議のうえ、実施可能なものから順次取組みを開始します。

(ア) 在宅医療・介護連携の推進【再掲P15・16】

- ① 在宅医療・介護連携のための協議会の設立
- ② 在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制の構築
 - 地域の医療・介護の資源の把握
 - 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - 地域住民への普及啓発
- ③ 在宅医療・介護サービス体制の構築
 - 医療・介護関係者の研修
 - 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築
 - 関係市町との連携

(イ) 認知症施策の推進【再掲P17・18】

- ① 認知症カフェの開設
- ② 認知症地域支援推進員の配置
- ③ 認知症初期集中支援チームの設置

(ウ) 生活支援サービスの体制整備【再掲P21】

- ① 生活支援コーディネーターの配置
- ② (仮称)介護予防・生活支援サービス事業推進協議会の設立

ウ 任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを実施します。

(7) 介護給付等費用適正化事業

認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、サービス提供体制および介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検・介護給付費通知等を実施し、介護給付等の適正化を進めます。

(イ) 家族介護支援事業

① 認知症サポーターの養成【再掲P17】

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成します。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
サポーター養成講座	21回 653人	22回 612人	25回 800人	25回 800人	25回 800人	25回 800人

② 家族介護教室

地域包括支援センターが、要介護者を現に介護する方へ介護方法の指導等の支援を行う家族介護教室を開催します。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家族介護教室の開催	12回	11回	12回	12回	12回	12回

③ 家族介護者交流事業

高齢者を介護している家族介護者相互の交流を通じ、より適切な介護方法を学ぶとともに、精神的な不安の解消を図ります。

参加者数の増加が見込めない状態が続いていますが、介護者が精神的な不安を解消し安心して介護を行うことが、要介護者の在宅生活の継続につながることから、より参加しやすい日帰り交流を主とするなど、事業のさらなる改善に努め、参加の促進を図りながら引き続き事業を実施します。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日帰り交流事業参加者数	18人	19人	38人	100人	100人	100人
宿泊交流事業参加者数	24人	21人	-	-	-	-

④ 介護マーク配付事業

認知症の方の介護は、他の人から見て介護していることがわかりにくいいため、介護者が偏見や誤解を受けることのないよう、介護者であることを周囲に知らせる介護マークを作成し、周知および配付することにより、介護者を暖かく見守り支えあう地域づくりを推進します。



配付中の介護マーク

⑤ 家族介護支援員

介護者からの相談に対し技術的な助言ができる専門職を配置し、高齢者や認知症の方を在宅で介護している家族の介護負担を軽減するため、訪問や電話により介護の悩みや心配事などの相談に応じます。

⑥ 家族介護慰労事業

寝たきりや認知症の高齢者を介護サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対し、介護家族の身体的、精神的および経済的な負担を軽減するため、慰労金を支給します。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給件数	6件	5件	5件	5件	5件	5件

⑦ 在宅ねたきり高齢者等家族介護用品給付事業

寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつの購入に要する費用負担を軽減するため、利用券を交付します。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給付認定者数	2,192人	2,210人	2,246人	2,367人	2,421人	2,490人

(ウ) その他事業

① 成年後見制度利用支援事業【再掲P19】

認知症等の高齢者の生活や権利、財産等を守り、本人の希望に添った支援を行うため、成年後見制度利用支援事業の周知・啓発に努め、関係機関等との連携による相談支援の拡充を図り、成年後見制度の利用を促進します。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市長申立件数	4件	1件	3件	6件	11件	16件
申立費用助成件数	0件	0件	2件	3件	8件	13件
報酬助成件数	1件	2件	6件	12件	17件	22件

② 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない要支援・要介護者に対し、地域包括支援センターが相談や助言、連絡調整等を行うほか、住宅改修の申請に係る理由書を作成するなどの支援を行い、個々の利用者に適したサービスの促進を図ります。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
住宅改修支援件数	215件	249件	233件	250件	268件	288件

③ 地域自立生活支援事業

○ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者の特性に配慮し、バリアフリー化された市営住宅花園団地内のシルバーハウジングに生活援助員を配置し、居住者に対する生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。

○ 食の自立支援事業（配食サービス）

ひとり暮らしの高齢者等に定期的に食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用人数	53,853人	41,976人	33,137人	33,137人	33,137人	33,137人

○ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

地域包括支援センターが、地域の高齢者を対象に、介護予防に対する意識を高め、自立した生活の継続と社会参加の促進を図るため、健康づくり教室等を開催し、健康づくりに関する活動の体験者知識の普及を行います。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	230回	201回	192回	192回	264回	276回

④ その他

○ 保健福祉サービス等の利用調整

高齢者等が保健福祉サービス等の利用申請手続きについて支援が必要な場合は、地域包括支援センターが、要介護認定等の申請のほか、各種利用申請に係る代行申請を行い、利用者の立場に立って保健福祉サービス等の利用調整を行います。

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
サービス利用調整件数	2,627件	2,278件	2,556件	2,730件	2,916件	3,114件

○ 地域包括ケア推進事業【再掲P27】

地域の関係者や関係機関による地域ケア会議を開催し、個別ケースの検討等により地域のニーズや課題の把握・共有、課題解決に向けた協議などを行います。

また、地域包括ケア推進の中核となる人材を養成するため、厚生労働省が行う地域包括ケア推進指導者養成研修への参加・受講を支援します。

【地域ケア会議の開催状況】

項目	実績		見込	計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域ケア会議開催数	90回	112回	85回	79回	75回	78回
地域課題の検討	90回	51回	27回	25回	23回	24回
個別課題の検討	-	61回	58回	54回	52回	54回

○ 要援護高齢者等対策事業

高齢者虐待防止の普及啓発および早期発見や適切な支援を行うため、関係機関との連携強化を図るほか、函館市高齢者見守りネットワーク事業を推進するなど、高齢者の孤立を防ぐ体制の構築に努めます。

また、司法などの専門家や医療・介護関係、警察等の代表者による函館市要援護高齢者対策ネットワーク協議会を定期的で開催し、情報交換や連携のあり方および役割分担等について協議します。

○ 市民後見推進事業の実施【再掲P19】

成年後見制度利用者の増加に伴い、親族以外の第三者後見人等のニーズが高まると見込まれることから、弁護士などの専門職以外の第三者後見人として市民後見人の育成を図ります。

○ (仮称) 成年後見センターの設置【再掲P19】

市民後見人の活動を支援するとともに、成年後見制度に係るワンストップサービス機関となる(仮称)成年後見センターの設置をめざします。

(3)-2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始した後の地域支援事業**ア 新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)****(ア) 介護予防・生活支援サービス事業【再掲P21】**

介護サービス事業者による現行の訪問介護・通所介護に相当するサービスのほか、新たな担い手による訪問型と通所型の多様な生活支援サービスと、栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時対応等のサービスの提供について、生活支援コーディネーターや協議会での検討を踏まえ、平成29年4月から実施します。

(イ) 一般介護予防事業【再掲P22】

一般介護予防事業の実施にあたっては、一次予防事業と二次予防事業を区分せず、すべての高齢者を対象として再構築し、より効果的・効率的な介護予防事業の取組みを推進します。

なお、一般介護予防事業は、介護予防・生活支援サービスの実施に合わせ、平成29年4月から実施します。

イ 包括的支援事業【再掲P56~58】

新しい総合事業開始前の包括的支援事業を継続します。

ウ 任意事業【再掲P59~62】

基本的には、新しい総合事業開始前の任意事業を継続しますが、新しい総合事業開始に向けた検討状況を踏まえ、必要に応じ、事業の見直しを検討します。

(4) 介護保険料

今期計画では、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、標準段階をこれまでの6段階から9段階に見直します。

また、これに伴い、基準額に対する所得段階別の割合を0.5~1.7とします。

ア 保険料基準額の算出

平成27年度から29年度までの保険料基準額は、以下の手法で算出します。

標準給付費	(A)	74,719,826	千円
地域支援事業費	(B)	2,003,775	千円
合計		76,723,601	千円

* 標準給付費は、総費用から利用者負担分を除いたものです。

以下の手順により算出します。

第1号被保険者負担分	$\{(A) + (B)\} \times 22\%$ (第1号被保険者負担率)	16,879,192	千円
------------	--	------------	----

+

調整交付金相当額	$(A) \times 5\%$ (全国平均の調整交付金交付割合)	3,735,991	千円
----------	-----------------------------------	-----------	----

-

調整交付金見込額	$(A) \times (\text{交付割合}) \times \text{調整率}0.975037686$	5,300,561	千円
----------	---	-----------	----

* 交付割合は、27年度 7.4%、28年度 7.28%、29年度 7.15%を見込んでいます。

-

介護給付費準備基金積立金取崩し額(予定額)		570,000	千円
-----------------------	--	---------	----

保険料収納必要額		14,744,622	千円
-----------------	--	-------------------	-----------

÷

予定保険料収納率		98.3	%
----------	--	------	---

÷

第1号被保険者数(補正後第1号被保険者数)		236,118	人
-----------------------	--	---------	---

* 3年間の所得段階別の被保険者見込数(第1段階~第9段階) × 基準額に対する所得段階別の割合(0.5~1.7)



保険料の基準額	(年額)	63,600	円
----------------	-------------	---------------	----------

$$63,600 \text{円} \div 12 =$$

$$\underline{\underline{\text{(月額)} \quad 5,300 \text{円}}}$$

イ 所得段階別月額保険料（保険料率）

標準段階および所得段階別の保険料率は、以下のとおりです。

第5期計画		第6期計画		
段階	保険料	段階	保険料	対象者
第1段階	2,510円 (基準額×0.5)	第1段階	2,650円 (基準額×0.5)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者 高齢福祉年金受給者（世帯全員が市町村民税非課税） 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人（世帯全員が市町村民税非課税）
第2段階	2,510円 (基準額×0.5)			
第3段階	3,765円 (基準額×0.75)	第2段階	3,975円 (基準額×0.75)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人（世帯全員が市町村民税非課税）
		第3段階	3,975円 (基準額×0.75)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人（世帯全員が市町村民税非課税）
第4段階	5,020円 (基準額×1.0)	第4段階	4,770円 (基準額×0.9)	市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人（本人は市町村民税非課税）
		第5段階	5,300円 (基準額×1.0)	市町村民税課税者がいる世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人（本人は市町村民税非課税）
第5段階	6,275円 (基準額×1.25)	第6段階	6,360円 (基準額×1.2)	本人が市町村民税課税（合計所得金額120万円未満）
		第7段階	6,890円 (基準額×1.3)	本人が市町村民税課税（合計所得金額120万円以上190万円未満）
第6段階	7,530円 (基準額×1.5)	第8段階	7,950円 (基準額×1.5)	本人が市町村民税課税（合計所得金額190万円以上290万円未満）
		第9段階	9,010円 (基準額×1.7)	本人が市町村民税課税（合計所得金額290万円以上）

ウ 低所得者の保険料軽減【新規】

今期計画では標準段階の見直しに加え、世帯非課税の方を対象に国から示される軽減幅を踏まえ、公費投入による保険料軽減を実施します。

2 介護保険制度の円滑な運営

(1) 広報・情報提供の充実

ア 制度の周知・啓発

介護保険制度や本市が実施する高齢者保健福祉サービスを広く市民に周知するため、制度の仕組みやサービスの利用方法などをまとめた高齢者介護の手引きを作成し、市の窓口で配布するほか、地域の各種団体などの要請に応じ、介護保険制度についての出前講座を行うなど、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスの周知啓発に努めます。



イ 介護サービスに関する情報提供

市内の介護保険サービス事業所の所在地や電話番号を掲載した函館市内介護保険事業所一覧を相談窓口で配布するほか、居宅介護サービス計画作成時にあたり利用者の相談等に役立つよう、事業所ごとの加算の算定状況や実費負担となる料金の内容等を掲載した介護サービス事業所等体制一覧および居宅介護支援事業所の新規受け入れ可能件数を、市のホームページを通じて情報提供するなど、介護サービスに関する情報提供に努めます。

(2) 介護サービスの質の向上

ア サービス従事者の育成と質の向上

要介護高齢者等が適切な介護サービスを利用できるよう、対象者の心身の状態やサービス利用に対する希望などを考慮して、介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との連絡調整等を行うケアマネジャーについては、介護保険制度の要となるものであり、居宅介護支援事業所やケアマネジャーの関係団体の活動への支援を行うとともに、定期的な研修・指導を実施します。

また、介護・福祉施設等職員が高齢者等に配慮したより質の高いサービスを適切に提供できるよう研修会などを行います。

イ 介護職員の人材確保

介護職員については、給与水準の低さや離職率の高さが指摘され、介護人材の不足が大きな問題となっているなかで、本市では、平成26年度に緊急雇用創出推進事業を活用し、福祉・介護人材の確保を目的に、介護施設等への就業に結び付ける人材を育成するとともに、未就業者に対し効果的な就業支援を行う取組みを実施しており、今後も、多様な人材が就労できるよう参入の促進、介護従事者に対する処遇改善、潜在的な有資格者の掘り起こしや未経験者の受入れ環境の整備など、国や道、事業者等とも連携を図りながら人材確保に向け取り組めます。

ウ 介護サービスにおける事故防止の徹底

サービス提供中に利用者の転倒骨折などの事故が発生した場合、速やかに家族に報告するとともに、事業者自らが事故発生の原因を分析し、詳細な検証を行うなど、具体的な再発防止策を講じ、市に報告書を提出するよう指導します。

【事故報告の状況】

項目	実績		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事故報告件数	261件	369件	322件
転倒	139件	160件	98件
転落	24件	21件	11件
誤薬	21件	87件	128件
誤嚥	13件	19件	13件
その他	64件	82件	72件
※うち骨折事故	162件	187件	110件

* 平成26年度は10月末日までの実績

(3) 事業者への支援・指導体制の充実

ア 適正な事業者の指定

介護サービス事業者の指定にあたっては、適正な事業者の参入が円滑に行われるよう公正な指定を行います。

イ 事業者への指導・監査

介護サービス事業者のサービスの質の確保と向上を図るため、事業者への指導を実施するほか、事業者の法令遵守の徹底を図るとともに、指定基準違反や不正請求が疑われる事業者に対しては、迅速に監査を実施し、必要な措置を講じるなど、介護保険事業の適正な運営に努めます。

【指導・監査の実施状況】

項目		実績		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
指導・監査	集団指導	401件	427件	0件
	実地指導	122件	210件	150件
	監査	6件	4件	4件
指導・処分	文書・口頭指導	113件	199件	134件
	勧告	2件	4件	2件
	命令	0件	0件	0件
	指定の一部・全部停止	0件	2件	2件
	指定の取消	0件	2件	0件

* 平成26年度は10月末日までの実績

(4) 低所得者向け施策の実施

ア 介護保険料の軽減【再掲P65】

今期計画では、標準段階の見直しに加え、世帯非課税の方を対象に、国から示される軽減幅を踏まえ、公費投入による保険料軽減を実施します。

イ 介護保険料の減免

生活困窮者に対する介護保険料の減免については、公費投入による軽減を実施することから、見直したうえで実施します。

ウ 利用者負担の軽減

低所得者に対する利用者負担の軽減策として、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の支援を引き続き実施するとともに、国に対し、財源措置を含めた総合的な低所得者対策の確立を要望します。

(5) 介護認定の公平性・公正性の確保

ア 訪問調査

介護認定に係る訪問調査の公平性・公正性の確保と調査員の質的向上を図るため、調査員に対する継続的な研修・指導等に努めます。

イ 介護認定審査会

介護認定に係る訪問調査の結果および主治医意見書をもとに、介護の必要度（要介護状態等区分）の判定を行う介護認定審査会において、公平で統一性が保たれた判定を行うため、審査会の委員を国や道が実施する研修会に派遣します。

(6) 介護給付等費用適正化事業の実施【再掲P59】

認定調査状況のチェック，ケアプランの点検，住宅改修等の点検，サービス提供体制および介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検・介護給付費通知等を実施し，介護給付等の適正化を進めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 相談体制・情報提供

高齢者やその家族の生活を支えるための相談窓口として、地域の身近な窓口となる地域包括支援センターや市の高齢者・介護総合相談窓口などでさまざまな相談に応じているほか、福祉サービスの利用者やその家族などからの苦情等の相談については、公平な立場で解決に導く福祉サービス苦情処理制度を設置しており、これらの窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めます。

また、介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて、パンフレットや市の広報紙、ホームページなどを通じて広く周知を図ります。

2 関係機関・団体とのネットワークの構築

要援護高齢者やひとり暮らしなどで日常生活に不安を持っている高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生・児童委員、町内会などとのネットワークを充実するとともに、地域福祉推進の中核的組織であり、福祉ボランティアの育成等に取り組んでいる社会福祉協議会等との連携を図ります。

3 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年度、その進捗状況を点検し、函館市高齢者計画策定推進委員会などからの意見をいただき、協議経過等について市のホームページを通じて公表します。